

三重県環境基本計画（仮称）案

平成23年1月

第1章 新たな計画策定の方向性	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の基本的事項	2
3 第一次計画による取組結果と課題	5
4 環境問題をとりまく時代潮流と環境に関する県民意識	9
5 めざすべき姿と基本目標	14
6 目標達成に向けた三重県の施策展開のあり方	17
第2章 計画の体系と施策内容	20
1 計画の施策体系	20
2 施策の推進	21
1 基本目標Ⅰ「環境への負荷が少ない持続可能な社会づくり」に向けた施策	21
(1) 地球温暖化の防止（低炭素社会の構築）	21
(2) 廃棄物対策の推進（資源循環型社会の構築）	24
(3) 大気環境の保全	27
(4) 水環境の保全	29
2 基本目標Ⅱ「自然と共生し身近な環境を大切に作る社会づくり」に向けた施策	32
(1) 生物多様性の保全および持続可能な利用	32
(2) 自然とのふれあいの確保	35
(3) 森林等の公益的機能の維持確保	37
(4) 良好な景観の形成	39
(5) 歴史的・文化的環境の保全	41
第3章 計画の実現に向けた一体的な取組	43
1 取組の視点	43
2 分野別取組方針	43
(1) ひとを育てる ～環境学習・環境教育の推進～	43
(2) 担い手となる主体を広げる ～環境活動の促進～	45
(3) 環境経営を進める・環境と経済の両立をはかる	46
(4) しくみをよりの確に運用する	48
(5) 技術・情報基盤をより充実する	50
(6) 環境で貢献する	52
第4章 環境配慮の指針 ～各主体の役割～	53
1 県	53
2 市町	53

3 事業者	53
4 県民	54
第5章 計画の推進	55
1 計画の推進体制	55
2 計画の進行管理	55
3 財政上の措置	56
4 計画の見直し	56
【参考資料】	59
1 施策分野別の取組結果と課題の詳細	59
2 三重県環境基本計画策定の経緯等	77
3 三重県環境基本計画（中間案）に対する県民意見の概要	79
4 三重県環境基本条例	80
5 用語解説	86

（文中で「*」のついている語句は、巻末の「用語解説」に説明を掲載しています。）

第1章 新たな計画策定の方向性

1 計画策定の背景と趣旨

本県では、県民の皆さんが健康で文化的な生活を営むうえで欠くことのできない良好な環境を確保し、これを将来の世代に継承していくために、今後の環境行政の進むべき方向を明らかにした「三重県環境基本条例」を制定し、この条例に基づいて、環境の保全に関する施策を総合的、計画的に進めていくため、1997年(平成9年)6月に「三重県環境基本計画」を策定しました。

その後、計画を策定してから7年が経過し、環境問題をとりまく状況が変化してきたことから、2004年(平成16年)6月にこの基本計画を改定し、「環境への負荷が少ない資源循環型社会の構築」、「人と自然が共にある環境の保全」、「やすらぎとおいのある快適な環境の創造」、「自主・協働による環境保全活動の促進」等の施策に取り組んできたところです。

このような中で、現行計画が目標年度を迎えたことから、本計画に基づく施策の実施状況をふまえ、引き続き取組を進めていくべき課題を明らかにするとともに、低炭素社会の構築、生物多様性の保全等、環境行政における諸課題に的確に対応し、本条例の基本理念を実現するため、ここに新たな環境基本計画を策定するものです。

削除: 取り巻

2 計画の基本的事項

(1) 計画の位置づけ

三重県環境基本計画(以下「計画」という)は、三重県環境基本条例(以下「条例」という)に基づき、本県の環境の保全に関する取組の基本的な方向を示すマスタープランとして位置づけられており、計画には、環境保全に関する目標、施策の方向、配慮の指針、および環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項について定めることとされています。

(2) 計画の性格

この計画は、三重県が多様な主体と連携しながら行う環境保全の施策等を明らかにした行政計画です。

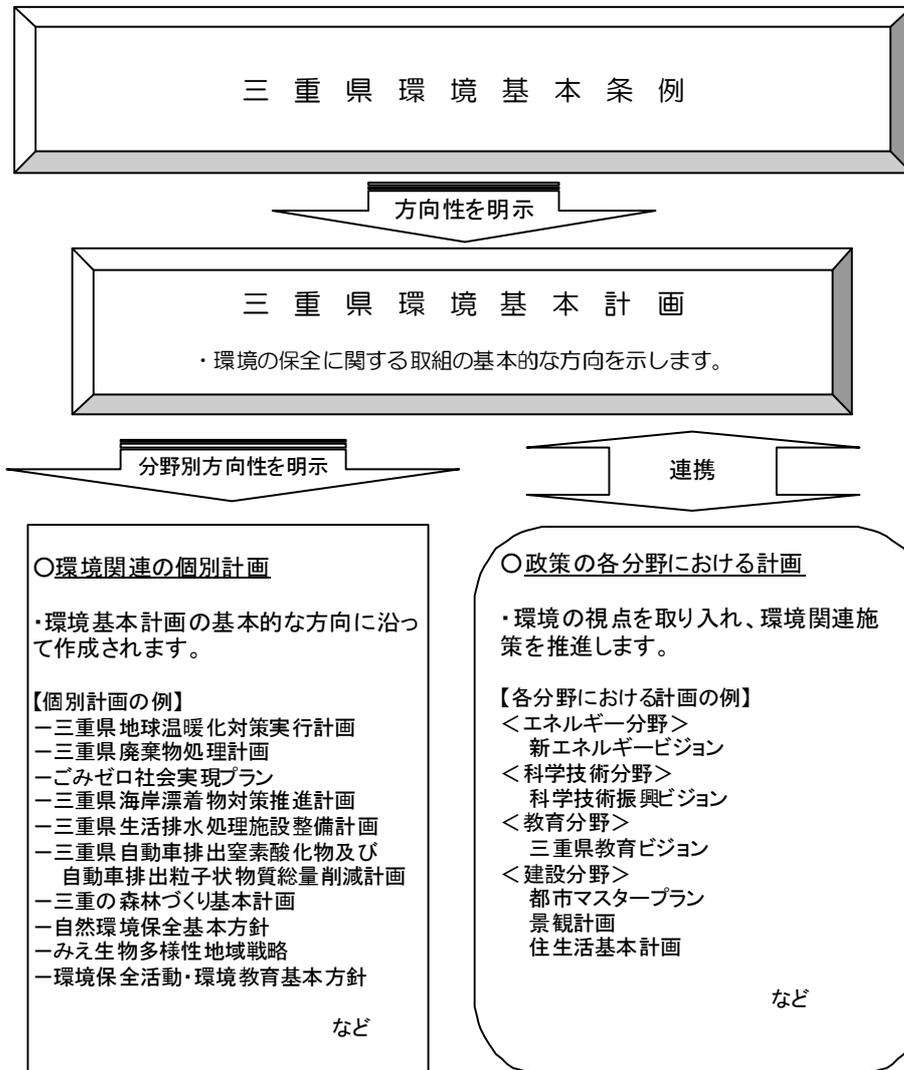
また、日常生活や事業活動を通じて環境に負荷を与え、環境問題と深く関わっている県民の皆さんや事業者、市町等も計画の推進主体と位置づけ、それぞれの主体に期待される役割と、環境を保全するために実践すべき取組の方向を示し、各主体間の連携促進をはかるものです。

(3) 他の計画との関係

計画は、「三重県地球温暖化対策実行計画」や「三重県廃棄物処理計画」、「みえ生物多様性地域戦略」等、三重県の環境保全に関する個別計画の上位計画であるとともに、環境の視点を盛り込んだ県政のさまざまな分野における計画においても、この計画の基本的な方向に沿って策定され、実施されることが求められます。

削除: 様々

計画の体系的位置関係図



(4) 計画の目標年度と目標内容

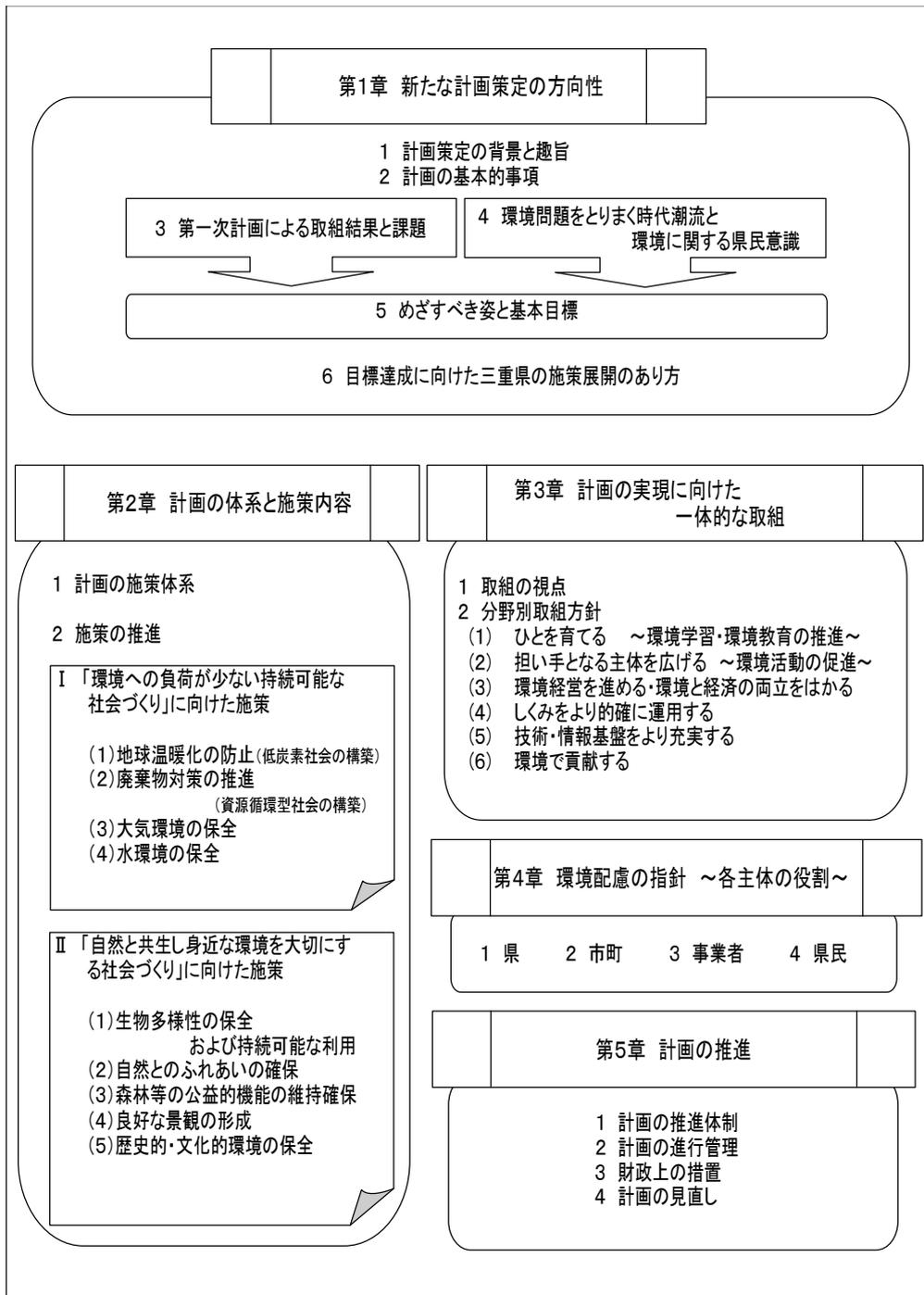
計画の目標年度は、2020年度(平成32年度)とします。

また、計画の性質から、目標については長期的な視点から設定を行い、~~めざすべき将来の~~姿を定性的に記述しています。

削除: 目指す

なお、この計画の下に4年程度の中期的な取組内容を整理して進捗管理を行う、推進計画を別途策定することとしており、この推進計画の中で中期的な数値目標もあわせて設定していきます。

(5) 計画の構成



3 第一次計画による取組結果と課題

第二次計画では4つの基本目標の下に14の施策分野と分野ごとに数値目標を設定して取組を進めてきました。以下では、その取組結果と課題、数値目標の達成状況等について、基本目標ごとに取りまとめています。

削除: 1

削除: 1

(1) 基本目標別の取組結果と課題

①基本目標Ⅰ「環境への負荷が少ない資源循環型社会の構築」に向けた施策

「環境への負荷が少ない資源循環型社会の構築」に向けて、県では、これまで廃棄物対策、地球温暖化の防止、大気環境の保全、水環境の保全、化学物質対策の5つの分野に取り組んできました。

これら5つの分野における数値目標のうち、廃棄物対策、大気環境の保全、化学物質対策では、2009年度(平成21年度)としての目標を達成できましたが、地球温暖化の防止、水環境の保全では、達成できていません。[計画の目標年度は2010年度(平成22年度)ですが、現時点での実績は、直近の2009年度(平成21年度)における目標値に対する達成状況で記述しています。以下同様]

削除: 水準

とりわけ、地球温暖化の防止については、温室効果ガス^{*}排出量は基準年度比で+17.5%[2007年度(平成19年度)実績]となっており、2007年度(平成19年度)実績の目標値+5.0%を大幅に超過していることから、これまでにない削減取組が必要となっています。

削除: の

削除: が

削除: 増

削除: 当該

削除: 水準

削除: [2009年度(平成21年度)目標3

削除: 3

削除: 値

削除: 9

削除: 激しい

また、水環境の保全にあっても、ほぼ目標(91%)に近い水準(87%)ではありますが、生活排水施設整備を通じた陸域からの汚濁負荷の削減等、今後も一層の取組が必要となっています。特に伊勢湾については、県をまたがる広域かつ貴重な財産として県域外も含めた多様な主体との連携による取組を進めていく必要があります。

一方、目標達成した廃棄物分野においても、2004年度(平成16年度)に比べ産業廃棄物^{*}の排出・最終処分量が一時的に増加していること等から、一層の排出抑制、再利用、再生利用等を進めるとともに、大規模不法投棄事案の早期解決に向けて住民との十分な対話を前提に引き続き対策を進めていく必要があります。

また、大気環境にあっても、交通量の多い北勢地域の国道沿線の一部地域で、二酸化窒素^{*}の環境基準^{*}が達成されていないことから、流入車対策の検討等自動車排ガス対策を、より進めていく必要があります。

さらに近年、大規模事業場において大気、水質、廃棄物等環境法令上の不適正な対応事例が見られたことから、事業者には公害関係法令の遵守徹底をはかる必要があります。

②基本目標Ⅱ「人と自然が共にある環境の保全」に関する施策

「人と自然が共にある環境の保全」に向けて、県ではこれまで、生物の多様性の確保、自然とのふれあいの確保、森林・農地・沿岸海域の環境の保全に取り組んできました。

これら3つの分野における数値目標のうち、生物の多様性の確保、森林・農地・沿岸海域の環境の保全では、目標を達成しましたが、自然とのふれあいの確保については、目標

削除: 現時点では、

を達成できていません。

未達成であった、「自然とのふれあいの場の満足度」(61.8点)は、目標(63点)に近いレベルにはあるものの、自然公園*等における各種利用施設の適切な維持管理や運営等により、利用者の利便性や快適性を高め、一層の利用促進をはかっていく必要があります。

また生物多様性にあっては、「三重県レッドデータブック*2005」によると、前回の「レッドデータブック 1995」と比べて、絶滅種および絶滅危惧種とされた野生動植物種が大幅に増えていることから、生物多様性の保全に向けた取組を早急に進めていく必要があります。県ではこれまで里地里山*の保全活動に取り組んでいる団体を支援したり、県民との協働による保全パトロール活動を展開してきましたが、このような取組等を一層促進していく必要があります。

一方でニホンジカやイノシシ、サル等による農作物や森林への被害が増大しており、増えすぎた動物の生息個体数管理や総合的な獣害対策が求められています。

また、森林や農地、海域の公益的機能を今後も維持・増進させるために、引き続き間伐などの森林整備や農地等の保全活動の促進、海域における藻場*や干潟*の保全・造成等に、多様な主体と連携しながら取り組んでいく必要があります。

③基本目標Ⅲ「やすらぎとうるおいのある快適な環境の創造」に関する施策

「やすらぎとうるおいのある快適な環境の創造」に向けて、県ではこれまで、身近な自然環境の保全・再生、良好な景観の形成、歴史的・文化的環境の保全に取り組んできました。

これら3つの分野すべてにおいて数値目標を達成することができました。

都市計画区域内における人口一人あたりの都市公園面積は、全国水準[2009年度(平成21年度)実績約9.7㎡]に対して9.41㎡となっています。

また、都市における緑地の適正な保全と緑化の推進方策を定める「緑の基本計画」についても、市町の改定・策定を促していく必要があります。

さらに、ため池・海岸等の整備については、開発行為として自然環境との調和を十分にはかるとともに、防災上の機能も確保していく必要があります。

一方、良好な景観づくりに向けて、今後も住民が主体となって、魅力ある景観まちづくりに取り組めるよう、市町を支援していくとともに、違反屋外広告物の是正を継続し、沿道景観地区の指定による良好な屋外広告物景観の形成をはかる必要があります。

また、棚田の保全活動等、農山漁村景観の維持・創造に向けては、地域内外からの人的支援等も必要です。

歴史的、文化的環境の保全をはかるため、重要な文化財については指定等を進め、保護管理指導を行うとともに、文化財を地域の人びとが活用してまちづくりに生かすような活動や、次代を担う子どもたちの活動をさらに支援していく必要があります。

④基本目標Ⅳ「自主・協働による環境保全活動の促進」に関する施策

「自主・協働による環境保全活動の促進」に向けて、県ではこれまで、環境経営*の促進、環境教育の充実による環境保全活動の促進、国際的な環境保全活動への協力・貢献に取り組んできました。

これら3つの分野すべてにおいて数値目標を達成することはできましたが、一部の大規

削除: 水準

削除: からみ

削除: 及び

削除: 、

削除: しかしながら、

削除: [200

削除: 8

削除: 9年度(平成2

削除: 0

削除: 1年度)9.

削除: 22

削除: 35㎡)は

削除: 8

削除: 20

削除: ,6

削除: をやや下回っており、引き続き

削除: 整備して

削除: 開園区域の拡大をはかる必要があります

削除: いく必要があります

削除: 支援

削除: お

削除: 整

模事業所でISO14001*認証取得者でありながら、環境関連の法令に違反した事例もあり、制度の適正な運用が求められる一方で、低炭素社会への対応を進めていく上では取組の担い手を広げていくために三重県版小規模事業所向け環境マネジメントシステム(M-EMS※)等の一層の導入促進が必要となっています。

削除: を起

また、市町における環境経営の取組については、実質的に環境マネジメントができるしくみが維持されるよう、働きかける必要があります。

さらに県においても一事業者として、引き続き積極的にISO14001に取り組み、あらゆる事業活動の遂行過程において環境負荷の低減と環境創造の推進に取り組んでいく必要があります。

すべての人が環境負荷の少ない行動を自ら進んで行うには、今後もより一層の環境学習・環境教育を進めていく必要があります。とりわけその中核的な拠点である、三重県環境学習情報センターの活用や学校現場においてもあらゆる場面で環境教育の機会を設けていくことが重要です。

削除: 今後も

国際協力のあり方においては、これまで中国河南省からの研修員を受け入れてきましたが、受け入れ数が毎年限られており、研修事業の結果をもとに研修内容も含め、再検討する必要があります。

実績と評価、主な課題

主な取組結果と課題をまとめ、以下に表として整理しました。
 表には、4つの基本目標ごとにこれまでの取組を「出来たこと」と「出来なかったこと」に整理し、数値目標の達成状況や他の指標などもあわせて検証し、課題等を示しました。
 なお、巻末の参考資料1には、より具体的な各種データを示しながら取組結果と課題を掲載しています。

基本目標Ⅰ 環境の負荷が少ない資源循環型社会の構築		検証
出来たこと	【目標達成状況】 (1)廃棄物の最終処分量:A (2)大気環境測定局の環境基準達成率:A (5)工場等におけるダイオキシン類(DXN)排出基準達成率:A (主な取組) (1)ごみゼロプランの事業展開(レジ袋H21:25市町、生ごみ堆肥化) (2)廃棄物監視・指導、行政代執行など(H21:監視・指導件数3,656件) (3)工場等の地域温暖化対策計画のフォローアップ(H21:266件) (2)「みえのエコポイント」制度の実施(H13~20:延べ10万世帯以上の参加) (3)(4)S・大気・水質の常時監視(大気28局等)、事業所の立入検査 (3)自動車NOX・PM対策の実施(除去装置の補助H15~21:241基) (4)生活排水処理アクションプログラムの運用(H21:整備率76.5%) (4)伊勢湾森・川・海のクリーンアップ大作戦(H21:延べ17,500人参加)	【他の指標からの検証】 ・(廃棄物)H20年度産業廃棄物発生量・処分量H16年度比増 ・(大気・水質)国道23号線沿道において環境基準未達成地点があり 流入車対策等の検討が必要 生活排水処理整備率の一層の向上 【他の視点からの課題】 ・(産業廃棄物)大規模不法投棄事業等の早期解決 ・(一般廃棄物)短期目標達成後の新たな目標設定の必要性 ・(大気・水質・化学物質)継続的な大気・水質の常時監視が必要及び 新たな基準への対応が必要 事業者のコンプライアンス確立が必要 (2)【目標設定のあり方】 望ましい目標設定水準の観点からは、これまでにない取組が必要 【未達成要因】 ・製造品出荷額の増加等、産業部門における増加が一因と考えられる。 ・景気動向により、排出量が左右される面がある。
こか出 とつ ま た な	(2)温室効果ガスの排出量基準年度比:D ・温室効果ガス排出量削減。基準年比+17.5%(H19) (4)水質が維持されている河川の割合:B(速報)目標:91%、実績87%	
出来たこと	【目標達成状況】 (1)多様な自然環境の保全面積:A (3)県内の民有林で行われる年間の間伐実施面積:A (主な取組) (1)里地里山保全活動団体の活動支援(H21:37団体) (1)自然環境保全地域の指定(H21:5地域) (1)「三重県レッドデータブック2005」の策定 (1)条例に基づく希少動植物種の指定(20種) (1)獣害対策の実施(シカの捕獲等サル・シカの防除対策等) (2)三重県民の森(来場者11.5万人)、上野森林公園(7万人)の管理運営 (3)県内の民有林で行われた年間の間伐実施面積(H21:9,782ha) (3)河川護岸・海岸の整備(H21:河川62.3km/海岸1.3km) (3)農地・水環境保全活動(H19~21:309組織) (3)中山間等直接支払い制度による耕作放棄地の防止 (1)藻場・干潟の保全・造成 (3)鳥羽港の緑地整備(H7~17:3,700㎡)	【他の指標からの検証】 (生物多様性)絶滅の恐れがある野生動物種の大規模な増加 【他の視点からの課題】 ・(自然環境の保全)里地・里山の保全の必要性が高まっている。 ・(野生鳥獣の適正管理)獣害被害が拡大し、適正な個体数管理 と獣害対策が必要 ・(公益的機能)継続的な森林・農地・海域の整備、地域取組への 支援が必要 (2)【目標設定のあり方】 ・自然とのふれあいの場の満足度指標がわかりにくい。 【未達成要因】 ・ふれあいの確保)老朽化した施設の更新が進んでいない。 施設の管理面で自然災害の影響を受けやすい。
こか出 とつ ま た な	(2)自然とのふれあいの場の満足度:B ・目標63点・実績61.8点	
出来たこと	【目標達成状況】 (1)都市計画区域内人口1人あたりの都市公園面積:A (2)市町、県が制定した景観に関する条例等の件数:A (3)生かそう地域文化財提案事業参加者数:A (主な取組) (1)都市公園の整備(H21:一人当たり9.41㎡) (1)「緑の基本計画」策定(H21:13市町) (1)「多自然川づくり」の整備(H21年度末:62.3km) (2)歴外広谷沿道景観地区の指定(H21:6箇所、H21基準策作成) (2)むら風景保全活動地域数(H21:17地域) (3)国の登録有形文化財の登録(H16~21:37件) (3)埋蔵文化財の調査・保存	【他の指標からの検証】 ・(都市公園の整備)1人あたりの面積は全国平均とほぼ同等 【他の視点からの課題】 (身近な自然環境の保全)市町の「緑の基本計画」の策定促進 ・(歴史・文化的環境の保全)地域の住民による文化財等の保存、活用 への支援が必要 【施策体系のあり方】 ・「身近な」自然環境の保全は、自然環境の保全との重複部分が多い。
こか出 とつ ま た な		
出来たこと	【目標達成状況】 (1)環境マネジメントシステム導入事業所数:A (2)環境教育参加者数:A (3)環境保全技術移転研修受講者の満足度:A (主な取組) (1)三重県版小規模事業所向け環境マネジメントシステム(M-EMS)の導入促進(H21:161事業所) (2)三重県環境学習情報センター主催の環境教育(H21:25,150人) (2)「学校環境デー」の設定 (2)県立学校環境マネジメントの取組 (2)河内省からの研修員の受け入れ(H16~21:16名)	【他の視点からの課題】 ・ISO14001取得事業者で悪質な法令違反の事例が発覚、制度的確かな運用が求められる。 ・国際的な環境保全への取組については、これまでの取組成果等からあり方について再 検討する必要がある。 【施策体系のあり方】 環境経営をはじめとした施策実現の手法については、施策と区分して整理する必要がある。
こか出 とつ ま た な		

区分の基準(進捗率):A=100%以上、B=85%以上100%未満、C=75%以上85%未満、D=70%未満

(1)~(5)の数字はそれぞれの基本目標の下の施策分野(P76参照)を表す。

4 環境問題を取りまく時代潮流と環境に関する県民意識

(1) 環境をとりまく2つの大きな潮流

削除: 取り巻

① 低炭素社会*

国際的な専門家で作る気候変動に関する政府間パネル、IPCC が「地球温暖化は疑う余地がない」と判断しているように、地球温暖化問題は待たなしの状況にあります。国では2009年(平成21年)12月に開催された第15回気候変動枠組条約締約国会議(以下COP15)のコペンハーゲン合意に賛同し、条件付きながらも2020年(平成32年)までに温室効果ガスを1990年(平成2年)比25%削減するとの目標を、気候変動枠組条約事務局に提出しており、「あらゆる政策を総動員して取り組んでいく」こととしました。

京都議定書*を締結したとき、わが国では、2008年(平成20年)から2012年(平成24年)までの温室効果ガスの排出量の平均を1990年(平成2年)比で6%削減することとしていました。COP15における2013年(平成25年)以降の目標を、これまでと比べて大幅な削減目標としたことは、地球温暖化に対する危機感のかつてないほどの高まりを表明したものとと言えます。

この目標達成にいたる道筋には多様な選択肢があるものの、目標水準のレベルからみれば、これまでの延長線上で目標達成し得るものでなく、文字どおり「あらゆる政策を総動員」しないと実現できないものです。

政府は2010年(平成22年)6月に閣議決定された「新成長戦略」の中で、グリーン・イノベーション*による環境・エネルギー大国戦略により、2020年(平成32年)までに50兆円超の環境関連市場の創出や140万人の環境分野の新規雇用等を目標として掲げています。また、環境省が2010年(平成22年)4月にとりまとめた「環境経済成長ビジョン」の中では、環境と成長の両立のために取り組む項目と概要を示す中で、地域が潜在的に持つ環境関連のさまざまな資源を活用して、地域活性化につなげていくことにも言及しています。

削除: 様々

これまでは、もっぱら温暖化防止の観点から環境負荷を減らす取組等を行ってきたところですが、これからは多様な視点から、低炭素社会への取組を成長のチャンスと捉える発想が求められています。三重県においても、地域経済や雇用を維持、成長させつつ、未来に向けて持続可能な低炭素社会となるよう、環境の持つさまざまな可能性を見だし、その実現に向けて取り組んでいく必要があります。

削除: 様々

② 生物多様性

国の2010年(平成22年)版環境白書によれば、「生物多様性」とは「一言で言うと深海から高地まで、地球上のさまざまな環境に適応した、たくさんの生き物が暮らしていること」としています。

削除: 様々

この生物多様性が維持・保全されていることで、私たちは食料や水等、生きていく上で必要なものを得ることができ、気候の調整や洪水緩和、水の浄化等により生物の生育環境が安定的に保たれています。

このように、私たちの生存になくてはならない生物多様性ですが、国連のミレニアム生態系評価※[2001年(平成13年)~2005年(平成17年)]によると、過去50年で人間活動によって生物多様性における大規模で不可逆的な変化が発生しており、解決に向かわない場合は、将来世代が受ける利益が大幅に減少すると結論づけています。

生態系※が与えてくれる便益は大変大きなものであり、また一度失うとその回復に長い時間が必要となります。

また、わが国は世界に例を見ないほど美しい自然環境に恵まれ、数多くの動植物が生息・生育する豊かな国であるとともに、一方で多くの資源を海外に依存しており、世界の生物多様性にも大きな影響を及ぼしています。

このような事実を、私たちは正しく理解していく必要があります。

2008年(平成20年)6月に施行された生物多様性基本法で、生物多様性国家戦略の策定が義務づけられ、この法律に基づく初の国家戦略として、2010年(平成22年)3月、「生物多様性国家戦略2010」が策定されました。

「生物多様性国家戦略2010」は、わが国の生物多様性をとりまく3つの危機(①人間活動や開発による危機②里地里山等における人間活動の縮小による危機③人間によりもちこまれたものによる危機)と4つめの危機として地球温暖化を挙げ、これらに対応するために2020年(平成32年)の短期目標、2050年(平成62年)の中長期目標を設定し、「生物多様性の社会への浸透」や「人と自然との関係の再構築」、「森、里、川、海のつながりの確保」、「地球規模の視野を持った行動」の4つの基本戦略を掲げています。

そして、2010年(平成22年)10月、今後の世界における生物多様性の方向性を議論する生物多様性条約第10回締結国会議(COP10)が日本で開催されました。わが国は議長国として主導的な役割を發揮し、生物遺伝資源の利益配分ルール「名古屋議定書」を全会一致で採択するとともに、2020年(平成32年)までの生態系保全計画を定める「ポスト2010年目標」で、陸地の17%、海域の10%をそれぞれ保護区とすることを含む20項目に及ぶ戦略目標を採択しました。

削除: 大変重要な会議

削除: ることとなっています。(

削除:)

削除: ポスト2010年(平成22年)目標について日本が提案した中長期目標、「人と自然の共生を世界中で広く実現させ、生物多様性の状態を現状以上に豊かなものとするとともに、人類が享受する生態系サービスの恩恵を持続的に拡大させていく」といった考え方を広く世界に呼びかけ、賛同を求めていくこととしています。(などが採択されました。)

世界の人々が、生物多様性の保全に向けて大きな一歩を踏み出そうとしている今、私たち地域社会にある者もまた、人類の社会経済活動の多くが生物多様性に大きな負荷を与えていることを深く認識し、生物多様性に配慮した社会経済への転換を率先して進めていく必要があります。

(2) 環境に関する県民意識

三重県では、行政の各分野に対する県民の満足意識等を把握し、県政運営に活用することを目的に、毎年一万人アンケートを実施しています。2010年度(平成22年度)に実施した当該調査結果は、以下のとおりです。

削除: 県民

行政の各分野のうち環境関連分野における重要度、満足度の相関関係(図-1)を見ると、県民ニーズが高いゾーン(重要度が高く、満足度が低いゾーン)に入った分野は、「地球温暖化防止」でした。

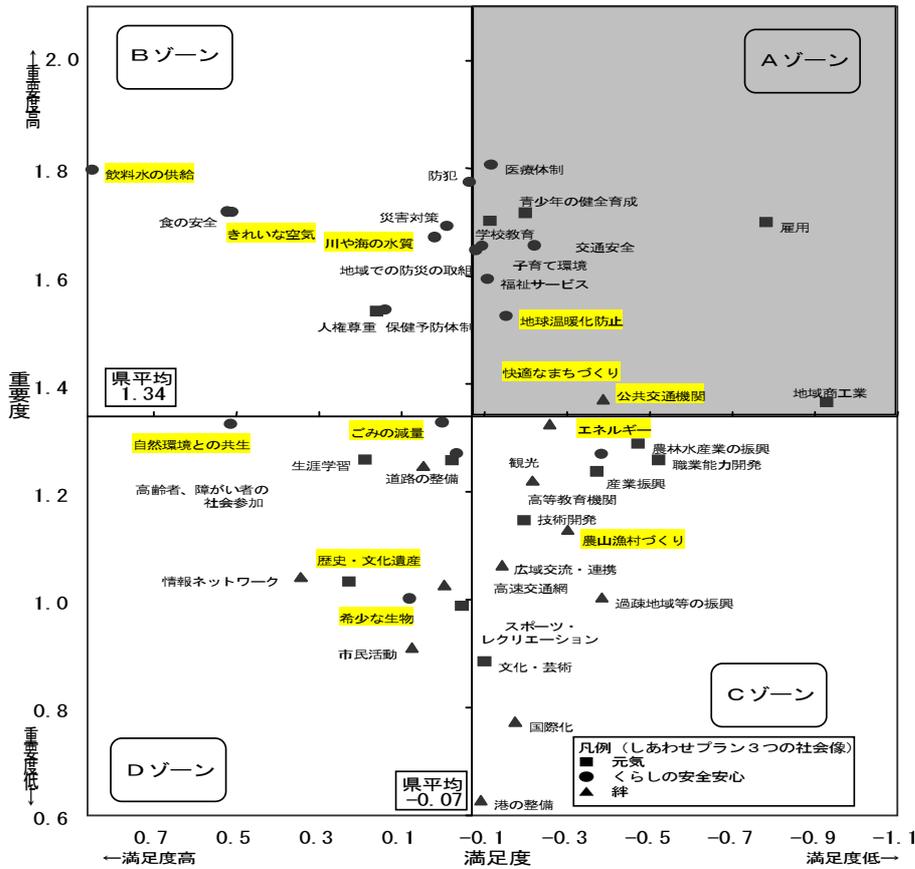
また、同じく重要度が県平均を上回るゾーンに入った分野は、「飲料水の供給」、「きれいな空気」、「川や海の水質」でした。

一方で、重要度がほぼ県平均ラインにあった分野が、「ごみの減量」、「自然環境との共生」、「快適なまちづくり」、「公共交通機関」、「エネルギー」で、このうち、満足度が県平均を下回った分野は、「快適なまちづくり」、「公共交通機関」、「エネルギー」でした。重要度が低いゾーンには、「歴史、文化遺産」、「希少な生物」が入っています。

なお、環境関連分野の経年変化を見ると、不満意識(図-2)においては2008年度(平成20年度)以降多くの分野で減少傾向が見られます。重要意識(図-3)においては、大きな変化は見られませんでした。

各分野の重要度と満足度（平成22年）

図ー1 重要度と満足度の関係（平成22年度）



・重要度と満足度の算出方法について

各分野の取組の重要意識及び満足意識の各選択肢に得点をつけ、平均得点を算出している。選択肢に重みをつけることにより、回答者の重要意識・満足意識を総合的に反映した、より深い分析が可能となる。

この結果を基に44項目の重要度・満足度の現状や、重要度と満足度の関係等を分析する。

$$\text{重要度} = \frac{\text{「重要(満足)」} \times 2 + \text{「どちらかといえば重要(満足)」} \times 1 + \text{「どちらかといえば重要でない(不満)」} \times (-1) + \text{「重要でない(不満)」} \times (-2)}{\text{「わからない」、「無回答」を除く有効回答者数}}$$

※得点配分

重要度	満足度	ポイント
重要	満足	+2
どちらかといえば重要	どちらかといえば満足	+1
どちらともいえない	どちらともいえない	±0
どちらかといえば重要でない	どちらかといえば不満	-1
重要でない	不満	-2

図-2

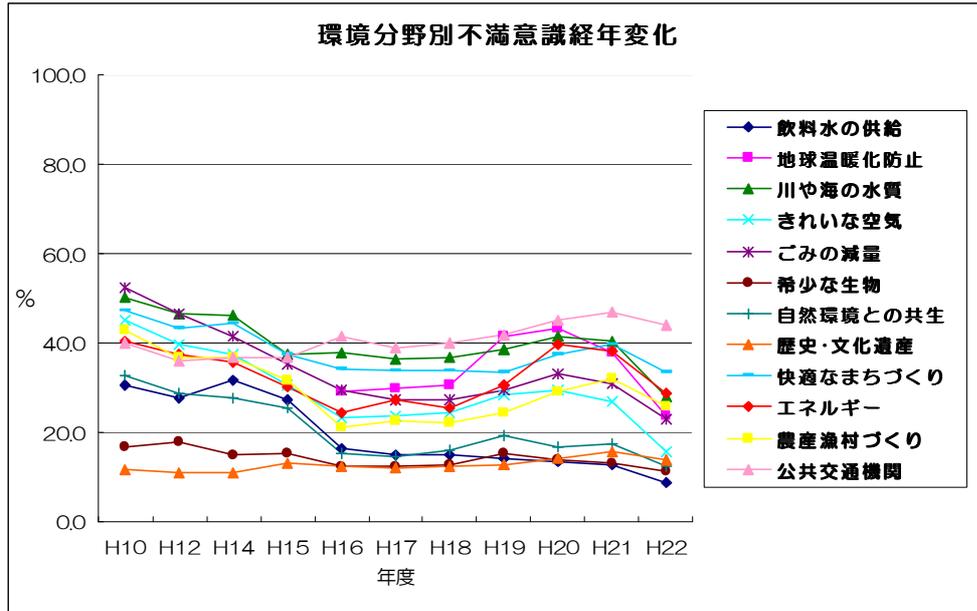
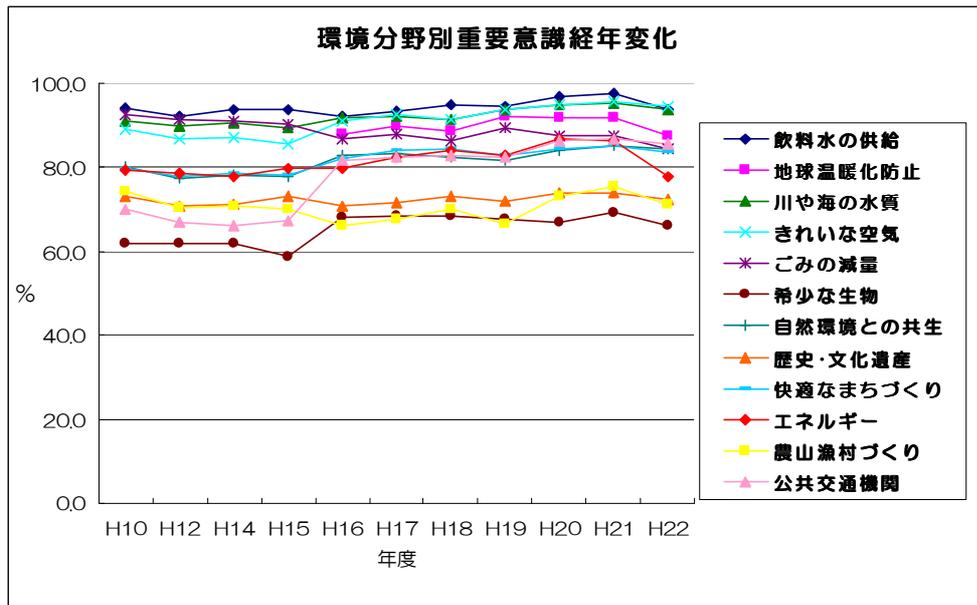


図-3



〔 ※地球温暖化防止は 2004 年度(平成 16 年度)から調査項目に入りました。 〕

5 めざすべき姿と基本目標

1 計画の基本理念

三重県環境基本条例第3条では、環境の保全に関する施策を進める基本理念として、次のとおり規定しています。

(基本理念)

第3条

環境の保全は、県民が健康で文化的な生活を営むうえで欠くことのできない良好な環境を確保し、これを将来の世代に継承していくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全は、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用その他の環境の保全に関する行動により持続的発展が可能な社会を築き上げることを目的として、すべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的な取組により行われなければならない。

3 環境の保全は、人の活動によって失われつつある生態系の均衡を保持し、および県民生活に欠くことのできないやすらぎとうるおいのある快適な環境を確保することを目的として、すべての者の英知を集めて行われなければならない。

4 地球環境の保全は、我が県の経験と技術を生かして、国際的な協調の下に積極的に推進されなければならない。

2 新たな計画のめざすべき姿

基本理念に基づいて、これまでの取組結果とこれからの環境をとりまく潮流変化や県民意識もふまえ、本県のめざすべき姿を、次のとおり規定します。

削除: 目指す

削除: 取り巻

削除: 目指す

私たちは、かけがえのない地球環境の中で、自然と共生し、環境への負荷の少ない持続可能な社会の構築をめざします。

削除: 目指

・ 持続可能な社会がもつべき要素として、自然の恵みの享受と継承をはかる「自然共生社会」、温室効果ガス*の排出削減に取り組む「低炭素社会」、そして廃棄物の発生抑制やリサイクルの推進、大気、水環境の保全等をはかる「循環型社会*」の構築をめざすこととします。

削除: 目指す

・ 県は、これらの取組を、県の政策展開の基本となる、「文化力」(暮らしをより良くし、人々をひきつけ魅了するちから)に基づき、「新しい時代の公」(多様な主体の参画とみんなで支える社会づくりに向けた諸活動)にふさわしい進め方で、総合的、計画的に取り組んでいくこととします。

3 新たな計画の基本目標

このめざすべき姿を実現するため、次の2項目を基本目標として設定します。

削除: 目指す

- ・基本目標Ⅰ：環境への負荷が少ない持続可能な社会づくり
- ・基本目標Ⅱ：自然と共生し身近な環境を大切に作る社会づくり

基本目標Ⅰ：環境への負荷が少ない持続可能な社会づくり

基本目標の考え方

地球温暖化が、私たちの社会経済活動にさまざまな悪影響を複合的に起こす可能性が指摘されています。この問題を解決するためには、あらゆる主体が能動的に温室効果ガスの排出削減に取り組むとともに、削減活動が私たちの生活の豊かさを損なわないよう、技術革新や生活様式の変革、社会のイノベーション*を進め、環境負荷の縮小と環境制約の緩和をはかる必要があります。

削除: 様々

また、持続的に成長、発展する社会であるためには、資源採取、生産、流通、消費、廃棄など社会経済活動の全段階において、エネルギーや資源の適正利用、化学物質の環境中への排出抑制、廃棄物の発生抑制と再使用、再生利用や適正処理を進めるとともに、大気環境、水環境等への負荷が、自然の物質循環を損なうことのないよう努めていく必要があります。

(基本目標の対象とする施策の範囲)

このため、この基本目標における取組の対象範囲を、地球温暖化防止、廃棄物対策、大気環境の保全、水環境の保全とします。

基本目標Ⅰの内容

環境への負荷*がその許容量を越えないよう努めることで、気候変動、大気環境、水循環の安定化がはかれるとともに、廃棄物の排出ができる限り抑えられることで、私たちの生活の豊かさが実感できる社会となることをめざします。

削除: 越え

削除: 図

基本目標Ⅱ：自然と共生し身近な環境を大切に作る社会づくり

基本目標の考え方

わが国における戦後の急激な開発、里地里山※における人口減少と自然資源の利用の変化、そして経済・社会のグローバル化等を背景として、生物多様性における3つの危機（①人間活動や開発による危機②里地里山等における人間活動の縮小による危機③人間によりもちこまれたものによる危機）が依然として進行しています。生物多様性の保全をはかることは、とりもなおさず私たちのいのちとくらしを支える基盤を守ることです。自然環境豊かな三重県は、こうした基盤に支えられ、豊富な農林水産資源を享受するだけでなく、水源涵養※やCO₂吸収の恩恵を受け、自然災害からも守られているのです。

削除: 暮

私たちは、こうした自然のもたらす恵沢を将来にわたって継承していくためにも、生物多様性の保全と持続可能な利用に向けて取り組んでいく必要があります。

また、私たちの暮らしの周りには、身近な緑をはじめ、歴史・文化的な街並み等、日常生活にやすらぎとuringおいを与えてくれる、付加価値の高い風景や空間があります。このような良好な景観は、豊かな心や感性を育み、人と地域の絆をより深め、地域の力の源となります。

削除: 潤い

削除: 安らぎ

こうした身近な自然環境とのふれあいや歴史・文化的な景観等、良好な景観の保全や再生、創造、そして次世代への継承に取り組んでいくことは、身近な生活環境保全のための大切な取組となります。

（基本目標の対象とする施策の範囲）

このため、この基本目標における取組の対象範囲を、生物多様性の保全、自然とのふれあいの確保、森林等の公益的機能の維持確保、良好な景観の保全、歴史的・文化的環境の保全とします。

基本目標Ⅱの内容

自然生態系の中で多様な生物が互いに影響し合い、バランスを維持し続けることで自然環境が健全に保たれ、飲料水や食糧供給等さまざまな恵みを私たちにもたらし、また将来にわたり利用可能となるとともに、私たちのくらしに身近な生活空間では、日々うるおいと快適さを実感できる風景が十分に備わっている社会となることをめざします。

削除: 様々

削除: 暮

6 目標達成に向けた三重県の施策展開のあり方

(1) 三重県の政策展開～三重県総合計画「県民しあわせプラン」の考え方

三重県では、「安全・安心のうえに、県民一人ひとりがそれぞれの価値観に応じた“しあわせ”や夢を実現していくことのできる県“しあわせ創造県”を県民が主役となり、人と人、地域と地域との絆を強めながらつくりあげていくこと」を理念として、2004年(平成16年)に総合計画「県民しあわせプラン」(おおむね10年先を見すえた三重県の総合計画)を策定しました。

“しあわせ創造県”の構築に向けて、その「県民しあわせプラン」第二次戦略計画[2007年(平成19年)～2010年(平成22年)]では、「文化力」と「新しい時代の公」という2つの考え方による政策展開を行ってきましたが、引き続きこれらの考え方に基づく政策展開を進めていくこととしています。

①「文化力」

社会が効率性やスピードを求めすぎた結果、顕在化してきたさまざまなひずみを解消し、一人ひとりが元気で、地域が輝く社会の実現をめざす上で、文化の持つ力(「文化力」)に着目し、文化を「生活の質を高めるための人びとのさまざまな活動およびその成果」と広く定義した上で、「文化力」を「文化の持つ、人や地域を元気にし暮らしをより良くしていく力および人や地域が持っている、人びとを引きつけ魅了する力」として、この「文化力」を政策のベースに、経済と文化のバランスのとれた政策転換をはかることとしています。

②「新しい時代の公」

行政だけでなく、多様な主体の参画を前提として、公共の役割を捉えなおし、みんなで一緒に「公」を担っていくことで、住みよい地域社会をつくろうとする考え方です。これを県の仕事の進め方のベースとして取り組むこととし、多様な主体の参画を前提にどの主体が担うべきか、県はどういう役割を果たすべきかといった観点から、すべての事業を進めることとしています。

(2) 県の環境保全の進め方

県の環境保全への取組においても、三重県環境基本条例の趣旨・理念に基づきながら、この「文化力」と「新しい時代の公」の考え方に基づいて施策展開していこうとするものです。

①「文化力」に基づく施策展開

環境保全の取組を文化力の視点で見た場合、私たちの生活を効率性や利便性だけでなく、ゆとりや豊かさの発想で環境について見直すこととなります。三重県の美しく豊かな自然環境にふれることが、こうしたゆとりや豊かさの価値に気付く貴重な機会となります。

削除: おり

削除: 第三次戦略計画[2011年(平成23年)～2015年(平成27年)]においても、主として

削除: すず

削除: 様々

削除: 目指

削除: う

削除: え

削除: うえ

削除: をはじめ、「県民しあわせプラン」第三次戦略計画(仮称)における基本認識など

また地域の景観は、その地域の歴史や風土、伝統等により形成されたものもあり、こうした景観を守り再生していく活動も、そして農山漁村の自然風景等、人びとのところにやすらぎやうるおいをもたらしてくれる風景を守り、生かしていく活動も、文化力の発想です。

削除: 潤い

削除: 安らぎ

削除: 活

三重県は、伊勢神宮や熊野古道、丸山千枚田等の豊かな歴史や風土に恵まれた土地柄でもあり、これらを生かす取組もまた「文化力」による環境保全の取組です。これら「資源」を生かして、三重の環境の保全と再生・活用に取り組んでいくといった視点から環境保全の施策を考えていくこととします。

②「新しい時代の公」に基づく施策展開

低炭素社会づくりをはじめとして、環境の保全に向けた取組は、県だけが行うものではなく、県民・事業者等、社会を構成する各主体が、能動的に各自の行動を振り返り、環境に与える負荷の少ない生活や社会経済行動を考え、自ら日常的に実践していくことが重要です。このためには、多様な主体の参画のもと、関係者が連携して一体的に行動することで、目標を共有しながら、それぞれにふさわしい役割を果たしていく必要があります。

こうした、あらゆる主体の参加と連携・協働が、より広汎かつ総合的、継続的に展開されていくよう、環境保全の施策を考えていくこととします。

③地域政策（県土づくり、地域づくり）の視点

「県土づくり」には、県域全体または県域を越えた視点から、多彩な地域が活力や魅力を十分に発揮できるような取組が求められます。また、「地域づくり」には、地域の持つ資源や課題を認識し、こうした資源を活用して、これらを結びつけたり、磨き、価値を高めたりして、県域全体に広がる取組が求められます。

例えば伊勢湾再生の取組による多様な主体との連携強化や、国・世界レベルの資源を活用した東紀州地域の観光・交流産業振興の取組等において、こうした「県土づくり」「地域づくり」の視点に基づき、三重県の自然等を生かしながら、地域の魅力を向上させるような、環境施策を考えていくこととします。

削除: たとえ

削除: 宮川流域全体に及ぶ地域

④環境と経済の両立の視点

これまでの大量消費社会の発想からすれば節電や省エネ等、環境保全の取組を進めることは、生活の質や社会経済活動のレベルを落とすことにもつながり、生活の豊かさや経済成長などの阻害要因と見られがちでした。しかし、低炭素社会の構築に向けた考え方は、環境保全の取組を従来の延長線上で考えるのではなく、環境対応のもたらすインパクトを、経済発展や成長のポテンシャルと受けとめ利用し、環境負荷を減らしつつ生活の質的向上と経済成長の好循環につなげていく発想です。こうした視点から、今後は、環境エネルギー関連分野における産業振興等、経済との両立をはかる環境保全の施策について考えていくこととします。

削除: み

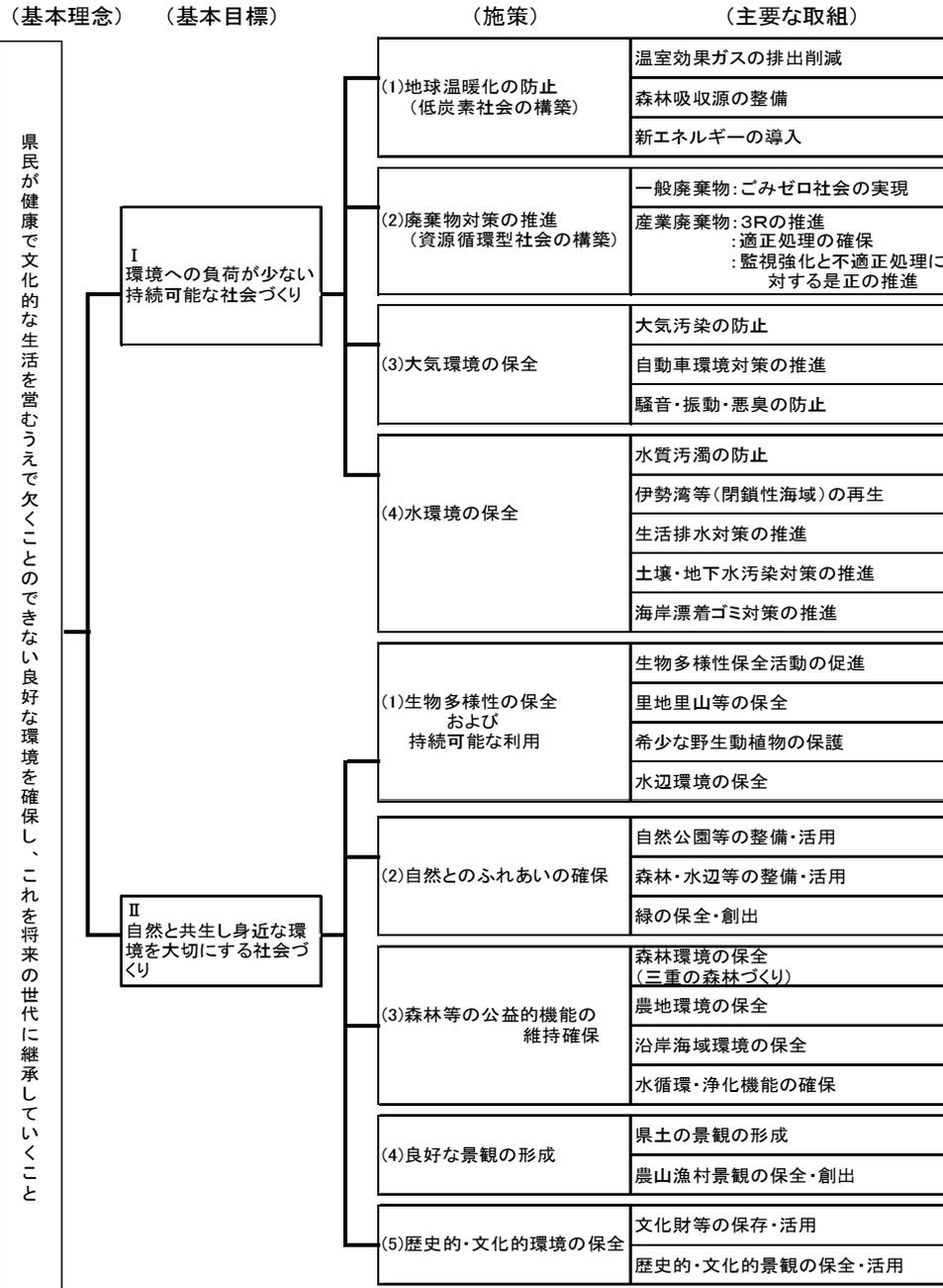
⑤地域主権社会に向けて

地域の住民一人ひとりが自ら考え主体的に行動し、その行動と選択に責任も負う「地域主権」へとこの国のあり方を転換すべく、国は「その権限や財源を精査し、地方への大胆な委譲を進める」としており、国と地方の関係を見直すこととしています。同様に県と市町にあっても、連携の強化や役割分担の見直し等により対等、協力の関係構築を一層進めることが重要です。こうした対等な関係の下で、お互いに課せられた役割を發揮し、相互に協調し、補完し合いながら取り組んでいくといった観点から環境施策を考えていくこととします。

新しい時代の公、パートナーグループの活動写真

第2章 計画の体系と施策内容

1 計画の施策体系



2 施策の推進

1 基本目標Ⅰ「環境への負荷が少ない持続可能な社会づくり」に向けた施策

(1) 地球温暖化の防止（低炭素社会の構築）

施策の目標	<p>すべての県民や事業者等が参加と協働のもと、技術革新やライフスタイルの変化等により温室効果ガス*の排出量を削減する、<u>さまざまな取組</u>を進めています。</p> <p>また、二酸化炭素の吸収源である三重の森林整備や太陽光等の新エネルギー*の利用が着実に進み、これらと相まって、低炭素社会の構築に向けた取組が進展しています。</p>
-------	---

削除: 様々

主な課題

温室効果ガスの排出削減

- 2007 年度(平成 19 年度)における三重県域温室効果ガスの総排出量は、基準年度[1990 年度(平成 2 年度)]に比べ、産業部門の活発な事業活動等を受け、17.5%と大幅に増加しており、三重県地球温暖化対策推進計画の目標である基準年度比±0%(森林吸収分3%を除く)の目標達成が困難な状況となっています。
- 産業部門と民生業務部門からの二酸化炭素排出量が、全体の約7割を占めていることから、この部門における対策を強化するとともに、グリーン・イノベーション*等新たな技術導入による排出量削減を進める必要があります。
- 県民アンケートでは地球温暖化防止に対する意識が高い状況にあるものの、民生家庭部門からの排出量は増加傾向にあるため、県民の自主的な行動を促していくことも重要となります。

削除: 家庭における具体的な削減行動を

森林吸収源の整備

- 森林整備が進むものの、三重県における算定吸収量は目標レベルに達しておらず、一層の森林整備が必要です。

削除: 間伐など

新エネルギーの導入

- 新エネルギーの導入が徐々に進んできていますが、高コスト等の課題があることから、その導入をさらに促進するには、各主体の新エネルギーに対する理解を一層深めていく取組が必要です。

削除: 拡大に向けた各主体による一層の

施策の基本方向

「三重県地球温暖化対策実行計画」に基づき、産業、民生業務、民生家庭、運輸部門などの各部門にわたり、各主体が連携して地球温暖化対策を進めます。

(温室効果ガスの排出削減)

- ・ 事業者による自主取組を促進するため、地球温暖化対策計画書制度等を充実することにより大規模排出事業所の生産活動などでの自主的な地球温暖化対策をより高い水準にするとともに、関連企業への省エネルギー技術の移転などの連携した取組や地域での環境活動の取組を促進します。また、中小事業所の省エネルギー対策を促進します。
- ・ 家庭における二酸化炭素排出削減取組の効果を「見える化」することで、地球温暖化防止行動のきっかけとするとともに、数値化された二酸化炭素削減量を環境価値として活用するカーボン・オフセット^{*}などの仕組みを構築し、多様な主体が連携して取り組む地球温暖化防止の取組を推進します。
- ・ 運輸部門からの二酸化炭素排出削減を推進するため、エコドライブの普及やエコカー導入を進めるとともに、運輸に関わる事業者の優れた削減取組を認定する制度を導入し、事業者の自主的な二酸化炭素削減活動を促進します。
- ・ 大学などの教育機関や事業者、NPOなどの多様な主体が連携して環境教育の機会を提供し、各主体と連携した人づくりを推進します。特に次代を担う子どもたちを対象として、多様な主体が連携して環境教育プログラムを作成し、実践します。
- ・ 安全で利便性が高く、環境にやさしい公共交通機関の利用促進を進めます。
- ・ 省エネルギー住宅が普及するよう国等と連携して長期優良住宅認定制度の周知をはかります。
- ・ 環境保全資金融資を活用して、低炭素社会づくりに貢献する企業の活動を支援します。
- ・ 県内事業者による環境・エネルギー関連分野の研究開発や新事業展開等を促進することにより、県内産業の成長と低炭素社会構築への貢献の両立をはかります。
- ・ 省エネルギーや生産工程の効率化等を促進することにより、環境・エネルギー制約の克服による県内事業者の競争力強化(生産性向上)と、低炭素社会構築への貢献の両立をはかります。

(森林吸収源の整備)

- ・ 国、県の事業とともに、企業のCSR^{*}活動、NPO^{*}等や県民の自主的活動等、多様な主体の活動による森林整備を進めます。
- ・ 木材のCO₂固定量や森林の吸収量を認証するしくみにより、森林の温暖化防止への貢献度を「見える化」することで、県民等への理解を深めます。

- 削除: 運輸、
- 削除: 等
- 削除: すべて
- 削除: おいて
- 削除: あらゆる
- 削除: の参画に基づく幅広い
- 削除: 「三重県生活環境の保全に関する条例」に基づく
- 削除: 活用し、事業者の自主的な取組を促進します。
- 削除: 制度等を活用して事業者の取組の充実をはかります。
- 削除: 中小企業の取組を促進するため、三重県版小規模事業所向け環境マネジメントシステム
- 削除: するとともに、積極的に削
- 削除: をつくります。また、県民
- 削除: 事務所
- 削除: 事業者に対
- 削除: する
- 削除: して
- 削除: 研修を
- 削除: 促進をはかり
- 削除: 推進し
- 削除: ます
- 削除: 三重県地球温暖化防止活
- 削除: していきます。
- 削除: によるCO₂削減取組を
- 削除: (環境経営の促進から再掲
- 削除:)
- 削除: ・
- 削除: (環境・エネルギー関連分野

(新エネルギーの導入)

- ・ 「三重県新エネルギービジョン」に基づき、各主体が新エネルギーの導入について理解を深め、新エネルギーの導入や利用が積極的にはかれるよう、情報提供や普及啓発を進めます。
- ・ 事業者等における新エネルギー導入を支援します。
- ・ 公共施設等への積極的な新エネルギー導入を推進します。

削除: 市町・

地球温暖化対策実行計画（5回部会資料 P44）
三重県の将来ビジョンのイラスト掲載

(2) 廃棄物対策の推進（資源循環型社会の構築）

<p>施策の目標</p>	<p>「もったいない」等の考え方に価値を置く環境文化の醸成に努め、廃棄物の発生・排出抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）を促進し、やむを得ず排出された廃棄物はその適正処理を進めています。</p> <p>また、<u>一般廃棄物が地域の資源として循環利用されるしくみが形成されるなど、循環型社会[※]の構築に向けた取組がより充実しています。さらに、産業廃棄物では過去の不適正処理事案が是正され、多様な主体との連携のもと不適正処理の未然防止がはかられています。</u></p>
--------------	---

- 削除: で循環可能な
- 削除: はできるだけ地域
- 削除: させ
- 削除: それが困難な場合には循環の環を広げていくといった考え方も取り入れられ、
- 削除: 進展しています

主な課題

一般廃棄物

- ・ 1人1日当たりごみ排出量等、ごみ減量化に向けての取組は着実に進み減少傾向にありますが、ごみゼロ社会実現に向け、更なる減量化に向けた取組が必要です。
- ・ 資源化率については、近年ほぼ横ばいにあり一層の循環的利用の推進が必要です。
- ・ ごみに関する県民の意識と行動には隔たりがあり、減量化に向けて、一人ひとりがより環境に配慮したものの考え方や生活様式に転換することが必要になっています。
- ・ 市町のごみ処理については、引き続き適正でより効率的なシステムの構築が求められます。
- ・ 災害時における廃棄物処理がより円滑に実施できるよう、市町や関係業界との連携のもとで、適応力のある協力体制の構築をはかる必要があります。

- 削除: への行動
- 削除: た
- 削除: 県民への取組が

産業廃棄物[※]

- ・ 産業廃棄物の3R[※]を進めるため、排出事業者や処理業者における取組をより一層進める必要があります。
- ・ 産業廃棄物の適正処理を確保するため、電子マニフェスト[※]の普及促進や適切な処理施設の整備等を進める必要があります。
- ・ 不法投棄の行為者が不明な不法投棄件数が増加傾向にあり、経済情勢の低迷による経営環境の悪化による不法投棄も懸念されることから、監視・指導の強化等によって未然防止をはかる必要があります。
- ・ 産業廃棄物の不適正処理事案に対して、地元住民の理解のもと、早急な対応策を実施する必要があります。

施策の基本方向

「三重県廃棄物処理計画」に基づき、「ごみゼロ社会の実現」、「産業廃棄物の3Rの推進」、「適正処理の確保」、「監視強化と不適正処理に対する是正の推進」の4つの施策に沿って取組を進めます。

(一般廃棄物：ごみゼロ社会の実現)

- ・ ごみの発生・排出抑制に向け、拡大生産者責任のもと、環境に配慮した事業活動やごみ処理の有料化等家庭系・事業系ごみ等の減量、再使用に向けた取組を促進します。
- ・ リサイクルを進めるため、容器包装*ごみの再資源化や生ごみ等、廃棄物系バイオマス*の再資源化に向けた取組を促進します。
- ・ 家庭や学校での食事や日常の買い物等、身近な生活場面を活用して「もったいない」の考え方を中心とした普及啓発活動に取り組むことにより、環境に配慮した生活様式や事業活動の定着をめざします。
- ・ ごみ減量化に向けた県民参画と協働を推進するため、環境学習・環境教育*の実施やごみ減量を推進する団体等への活動支援等、ごみ減量化に向けた取組を推進します。
- ・ 適正かつ効率的なごみ処理システム構築に向けて、市町ごみ処理カルテの導入など市町が行う3R推進等への支援を行うとともに、一般廃棄物処理施設の整備、維持管理等に対して技術的支援を行います。また、RDF*焼却・発電事業については安全安定運転を行うとともに、当該事業終了以降の一般廃棄物の広域処理については、一般廃棄物の処理が市町の事務であるということをふまえ、必要な技術的支援や調整を行います。
- ・ 災害時の廃棄物処理について、市町や廃棄物関係団体等とより一層の協力関係の強化をはかり、災害に対して適応力のある協力体制を構築します。
- ・ ごみに関する充実した内容の情報をホームページ等各種メディア等を活用し発信していきます。

削除: 排出量の削減のため

(産業廃棄物：3Rの推進)

- ・ 排出事業者による産業廃棄物の発生抑制等を推進するため、多量排出事業者等における適正管理計画の策定と実践を求めていくとともに、発生抑制等に向けた支援や普及啓発を進めます。
- ・ 産業廃棄物の再生利用を推進するため、排出事業者や処理業者における各々の取組を進めるとともに、バイオマスの利活用策の取組や「三重県リサイクル製品利用推進条例」に基づきリサイクル認定製品の適正運用を進めます。

(産業廃棄物：適正処理の確保)

- ・ 電子マニフェストのさらなる普及や適正な処理施設の確保をはかるとともに、PCB*特別措置法に定める期限内でのPCB廃棄物の適正処理を進めます。

- ・ 優良な廃棄物処理業者を育成するため、一定のインセンティブ[※]を付与する優良な処理業者の認定制度を創設します。
- ・ 北勢地域を中心とした県内企業の産業廃棄物の適正な処理を進めるため、災害廃棄物の受入機能も有する公共関与による産業廃棄物の管理型処分場を整備します。

(産業廃棄物：監視強化と不適正処理に対する是正の推進)

- ・ 法令を遵守し排出事業者責任の徹底がはかれるよう、排出事業者に対する監視・指導を強化していきます。また違法行為者に対しては、法に基づき厳正に対処します。
- ・ 市町および県警察と連携して不法投棄等の対応にあたるほか、事業者等と情報提供に関する協定を締結するなど、多様な主体と連携して不法投棄の早期発見、早期是正に取り組みます。
- ・ 不適正処理事案については、原因者に対して**是正措置**の履行指導を行うとともに、原因者による措置が困難な場合等には生活環境保全上の支障[※]等の程度や状況に応じ、行政代執行による是正を進め、地域住民の安全・安心の確保をはかります。

3Rの推進がわかる写真

ごみの分別状態等

(3) 大気環境の保全

施策の目標	<p>工場や事業場からの大気汚染物質の排出が適正に管理され、県内を通行する自動車は自動車 NOx・PM 法[※]適合車両となり、交通流対策等とあわせて、大気に関する環境基準[※]が達成・維持され、県民が、より良い大気環境のもと健康な生活を営んでいます。</p> <p>また悪臭や騒音・振動においても、各種の法規制の運用により、健全でくらしやすい快適な環境が整っています。</p>
-------	---

大気汚染の防止

- ・ 大規模事業場等による大気汚染防止法等に基づく無届出や基準超過、自主測定回数不足等の問題が明らかになったため、事業者にはコンプライアンス[※]の徹底をはかることが必要です。
- ・ 新たに環境基準に追加された微小粒子状物質については、常時監視体制の整備等の対応が必要です。

自動車環境対策の推進

- ・ 自動車排出ガス測定局[※]で環境基準が一部達成していません。自動車 NOx・PM 法対策地域、特に環境基準が達成されていない一部道路を中心に、排ガス対策を進めることが必要です。

騒音・振動・悪臭の防止

- ・ 騒音・振動・悪臭の苦情は、年ごとに変動はありますが、継続して発生しています。

施策の基本方向

(大気汚染の防止)

- ・ 工場や事業場に対する立入検査を充実し、事業者にはコンプライアンス[※]の徹底をはかるとともに、「大気汚染防止法」、「三重県生活環境の保全に関する条例」に基づく規制や指導を行います。
- ・ 環境基準[※]が設定された物質について、地域の状況に応じて安心・安全が確保されるよう常時監視体制の整備をより拡充していきます。
- ・ 有害化学物質による環境汚染については、PRTR[※]法に基づく事業者による化学物質の排出状況の把握と公表を推進し、大気の定期的な調査を行うとともに、関係法令に基づき、工場や事業場に対する規制や指導を行います。

(自動車環境対策の推進)

- ・ 自動車NO_x・PM法[※]に基づき、新しい「三重県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」を策定し、排出量の削減に向けて、現在の自動車対策、対策地域での車種規制、低公害車[※]の普及促進、道路改良等の交通流対策等を継続するとともに、流入車対策についても検討していきます。
- ・ 自動車使用時のマナーの普及啓発や公共交通機関の利用促進等、自動車の効率的な利用に向けた取組を進めます。
- ・ 交通管制システムの充実や高度化等による交通の円滑化対策等を進めます。
- ・ バイパスの整備、道路の拡幅、交差点改良等により、渋滞解消に向け総合的な対策を推進し、交通の円滑化と安全をはかります。

(騒音・振動・悪臭の防止)

- ・ 「騒音規制法」、「振動規制法」、「悪臭防止法」および「三重県生活環境の保全に関する条例」に基づき、市町に対する助言や連絡調整のもとで、工場、事業場や建設作業に対する規制、指導を行います。また、日常生活に伴う近隣騒音については住民、事業者への啓発活動を進めます。
- ・ 住居地域での静穏な環境を保全するため、「都市計画法」に基づく適正な土地利用の誘導や必要に応じた緩衝緑地の設置等を進めます。
- ・ 悪臭対策については、必要に応じて規制地域の見直しや、複合臭に対応できる臭気指数規制[※]の導入を進めます。

自動車交通 (NO_x 対策地域) 等の写真

(4) 水環境の保全

施策の目標	<p>工場や事業場からの水質汚濁物質の排出が適正に管理されるとともに、生活排水処理施設*の整備が進むことにより、河川、海域における環境基準が達成・維持され、水浴びや水遊びができるよう水質が維持されています。</p> <p>また、多様な主体が連携・協働して、伊勢湾再生のために持続可能な取組が展開され、人と地域、人と自然の絆が維持、再生されています。</p>
-------	--

主な課題

水質汚濁の防止

- ・ 工場排水の測定データを改ざんするなど悪質な事例が発生したことをふまえ、工場・事業場の立入検査等により事業者のコンプライアンスを徹底していくことが必要です。

伊勢湾等（閉鎖性海域）の再生

- ・ 伊勢湾等の閉鎖性海域における環境基準達成率が低いことから、水質総量規制に基づく工場・事業場の排水規制を徹底するとともに、生活排水処理施設の効率的・効果的な整備促進により、陸域からの汚濁負荷をより一層削減するなどの取組が必要です。

生活排水対策の推進

- ・ 生活排水処理施設の整備率は2009年度末(平成21年度末)で76.5%と着実に進展しているものの、全国平均[2008年度末(平成20年度末)84.8%]を大きく下回っていることから、効率的・効果的な生活排水処理施設の整備により、一層促進をはかることが必要です。

土壌・地下水汚染対策の推進

- ・ 「土壌汚染対策法」の改正により、一定規模以上の土地の形質を変更する場合の手続き、汚染土壌処理業の許可制度の設置等、土壌汚染対策に関する法整備が拡充され、その対応が必要となっています。

海岸漂着ゴミ対策の推進

- ・ 砂浜海岸等に漂着する海岸漂着ゴミは、人と自然のふれあいや自然環境等に影響を及ぼしており、伊勢湾の再生に向けて対策が必要となっています。

施策の基本方向

（水質汚濁の防止）

- ・ 公共用水域および地下水の常時監視を行うとともに、工場・事業場の計画的な監視指導により排水基準等の法令遵守を徹底し、水環境の保全に取り組みます。
- ・ 工場や事業場に対する立入検査を一層強化し、事業者のコンプライアンスの確立をはかるとともに、「水質汚濁防止法」、「三重県生活環境の保全に関する条例」に基づく規制や指導を行います。
- ・ 有害化学物質等による環境汚染の状況を把握するため、水質の常時監視を行います。
- ・ 公共用水域における環境基準の類型指定^{*}や見直しを順次行います。
- ・ 藻場や干潟等の造成、再生により生態系^{*}の保全、回復をはかり、海の自然浄化能力を再生します。

（伊勢湾等（閉鎖性海域）の再生）

- ・ 水質総量規制に基づく工場・事業場の排水規制を行うほか、下水道や浄化槽等の生活排水処理施設の整備を促進することにより、陸域からの汚濁負荷を削減し、閉鎖性海域の水質改善を進めます。
- ・ 伊勢湾の再生に向けて、国および三県一市等で構成する伊勢湾再生推進会議において策定した伊勢湾再生行動計画を着実に推進します。
- ・ 伊勢湾における底質調査結果等をもとに、大学等研究機関と連携し、伊勢湾における貧酸素水塊の発生メカニズムの解明等につなげていきます。
- ・ 伊勢湾流域圏での広域的な統一行動である「伊勢湾 森・川・海のクリーンアップ大作戦」を引き続き実施するなど、伊勢湾再生に関わるさまざまな主体との連携による環境保全活動が展開され、自立・持続した地域づくりにもつながるよう、普及・啓発に取り組みます。

削除: 様々

（生活排水対策の推進）

- ・ 生活排水対策推進本部のもと、「生活排水処理アクションプログラム」の見直しを行い、効率的・効果的な施設整備により、公共用水域への汚濁負荷の削減を進めます。
- ・ 下水道や集落排水、浄化槽等生活排水施設の整備を進め、陸域からの汚濁負荷の削減を進めます。
- ・ 公共用水域の保全のため、浄化槽等の適正な維持管理に係る指導・啓発を行うとともに、既設の単独処理浄化槽等の合併処理浄化槽^{**}への転換を促進します。

（土壌・地下水汚染対策の推進）

- ・ 改正「土壌汚染対策法」に基づいて、一定規模以上の土地改変時の届出に関し、必要に応じて調査を命じ、土壌汚染が指定基準を超えた場合には必要な措置を知事が命じることなどにより、汚染の拡散防止等に努め、周辺住民の健康と生活環境の保全をはかります。
- ・ 「三重県生活環境の保全に関する条例」に基づき、有害化学物質を使用する事業場に

対する定期的な土壌等の調査や、一定規模以上の土地の形質を変更する場合の履歴調査を求めています。

- ・ 自然由来の汚染状況を把握するため、土壌中の重金属等の情報集積に努め、適正な土壌汚染対策をサポートします。
- ・ 農地等については、施肥の適正化と農薬の適正使用の指導、啓発を進めます。

(海岸漂着ゴミ対策の推進)

- ・ 海岸漂着物の回収・処理、発生抑制等の総合的な対策を推進するため、多様な主体が参画する協議会の意見を聞いて県計画を策定し、着実に実施していきます。
- ・ 伊勢湾流域圏での広域的な統一行動である「伊勢湾 森・川・海のクリーンアップ大作戦」を引き続き実施するなど、伊勢湾再生に関わるさまざまな主体との連携による環境保全活動が展開され、自立・持続した地域づくりにもつながるよう、普及・啓発に取り組みます。(伊勢湾等〔閉鎖性海域〕の再生から再掲)

削除: 様々

森・川・海のクリーンアップ大作戦等の写真

2 基本目標Ⅱ「自然と共生し身近な環境を大切に作る社会づくり」に向けた施策

(1) 生物多様性の保全および持続可能な利用

施策の目標	あらゆる主体が生物多様性に配慮し、その事業活動や日常活動の <u>中で環境への負荷をできるかぎり減らしていくとともに、さらに積極的に良好な自然環境の回復に努めています。</u> これにより生物多様性の保全とその持続的な利用が可能な状態になり、自然との共生が保たれている社会になっています。
-------	---

削除: なかで

主な課題

生物多様性保全活動の促進

- ・ 三重県の自然や生態系の特性に応じた生物多様性保全への継続的な取組が必要です。
- ・ 指定した自然環境保全地域の保護状況を十分把握し、管理をより徹底させる必要があります。
- ・ 増えすぎた特定の動物種の適正な生息管理と獣害対策が必要です。

里地里山※等の保全

- ・ かつて自然の宝庫であった里地里山が、過疎化、高齢化や生活様式の変化等により人が関わりを持たなくなったことから、その機能が衰退しており、保全・再生をはかる必要があります。
- ・ 里地里山保全活動団体数が37団体にとどまっており、より多くの団体の発掘と個々の団体の活動の活性化を促す取組が必要です。

希少な野生動植物の保護

- ・ 絶滅のおそれがある野生動植物種について、より正確な実態把握と希少種の保護が必要です。

水辺環境の保全

- ・ 河川や海岸等の施設整備においては、防災上や施工上の観点からその要件を満たした上で、いかに自然環境に配慮して整備するかについて、十分検討する必要があります。

施策の基本方向

(生物多様性保全活動の促進)

- ・ 自然の風景地や天然林、動植物の生息地等を次世代に継承するため、自然公園*区域や三重県自然環境保全地域制度を活用し、適正な保全を進めます。
- ・ 希少生物の現況や野生動物の状況について、専門家と県民、NPO*等の連携による調査や観察会を実施するとともに、その結果について広く情報発信していきます。また、事業者やNPO等の生物多様性保全活動等の状況についても、県ホームページなどで広く情報発信し、保全活動を推進します。
- ・ 生物多様性の保全を総合的、戦略的に進めるため、「みえ生物多様性地域戦略」に基づき、地域固有の野生動植物の多様性の保全に取り組んでいきます。
- ・ 県民やNPO*等が生物の多様性*についての情報収集や各種相談等のできる窓口を整備します。
- ・ 鳥獣の生息環境の保全のため、鳥獣保護区の設定や狩猟の適正化を進め、農林水産物に被害を与える鳥獣については、地域の関係者との連携のもと、適正な個体数の調整と被害対策をはかります。
- ・ 移入種*の取扱いについて、普及啓発をはかり、生態系に悪影響を与える移入種の野生化を未然防止します。
- ・ 「動物の愛護及び管理に関する法律」および「三重県動物の愛護及び管理に関する条例」に基づき、動物の飼養者に対して適正な管理を指導し、県民への危害発生防止をはかるとともに、県民に対し終生飼養や遺棄の防止等、動物の適正な飼養に関する知識の普及啓発を行います。
- ・ 豊かな海の恵みを取り戻すために、県民が主体となった里海の保全のための取組を促進します。

削除: 調査した自然環境情報は、ホームページを活用するとともに、

削除: 保全活動を推進します。

削除: ていき

削除: 策定した

(里地里山等の保全)

- ・ 里地里山保全活動計画認定制度等の普及促進をはかり、多様な主体の自主・協働による自然環境保全活動を促進します。
- ・ 環境保全活動団体について調査し、ネットワーク化を進め、環境保全活動団体への情報の提供や技術的支援を行います。また、県民が環境保全活動に参加しやすい方策を提案するなど、里地里山の保全について普及啓発をはかります。

削除: し

(希少な野生動植物の保護)

- ・ 継続的なモニタリングに基づき、「三重県レッドデータブック*2005」を更新することにより、掲載されている種の危機の程度を把握し、適切な対応につなげます。
- ・ 特に保護の必要がある野生動植物については、天然記念物*または県指定希少野生動植物種として指定し、種の保護と生息環境の保全を進めます。
- ・ 天然記念物に指定された動植物については、生息・生育状況の把握に努めその保護を進めます。

削除: もとづ

削除: き

(水辺環境の保全)

- ・ 多様な水辺環境を保全するため、防災機能との調和をはかりながら河川の特성에応じた多自然川づくり^{*}を進めます。
- ・ 湖沼・湿地・海岸等は、周辺の生態系や自然環境に配慮した施設整備を行います。特に多様な野生動植物の生息・生育の場所として重要な地域は事前に調査を実施し、地域特性に配慮した保全をはかります。
- ・ 沿岸域における藻場^{*}・干潟^{*}の保全・再生を行い、海浜生物や海生生物の生息地等の保全を進めます。
- ・ ため池の改修やほ場整備^{*}の実施にあたっては、事前に生態系の調査を実施し、地域特性に配慮した保全をはかります。

里地里山保全活動等の写真

(2) 自然とのふれあいの確保

施策の目標	自然とのふれあいによって県民が、自然を身近に知り学ぶことができ、自然のしくみや大切さを理解しています。 ふれあいの場の整備等に際しては、その自然特性が損なわれないよう、動植物の生息・生育環境や自然景観の保全への配慮がなされ、またその活動自体も、動植物の生息・生育に適正な配慮のもと、自然環境への負荷が少なく、持続的に利用ができる状態になっています。
-------	---

主な課題

自然公園等の整備・活用

- ・ 東海・近畿自然歩道、大杉谷登山歩道等は、施設延長も長く、山稜の尾根や谷あい
に位置するため、たびたび風水害に見舞われ、毎年複数の被災箇所が発生しますが、
全箇所の復旧整備を短期に行うには種々の制約があります。

森林・水辺等の整備・活用

- ・ 都市住民等が、自然とふれあうことのできるグリーン・ツーリズム※を一層進める
ためには、より多くの来訪者が継続して長く滞在できるような環境の整備が必要で
す。

緑の保全・創出

- ・ **都市環境の向上や生物多様性の保全、防災性の向上、観光交流の促進、良好な景観形
成など多面的な視点での都市公園の整備が望まれます。**
- ・ ほぼ半数の市町で「緑の基本計画」が策定されていますが、より多くの市町での策
定が求められています。

- 削除: 状況は全国平均に比べ低い状況にあり
- 削除: 、引き続き整備
- 削除: 開園区域の拡大が必要
- 削除: で

施策の基本方向

(自然公園等の整備・活用)

- ・ 国立公園、国定公園、県立自然公園における豊かな自然とのふれあいをはかるため公
園利用施設や自然遊歩道等の施設整備、安全確保のための維持管理を行います。
- ・ 自然公園区域の良好な自然を維持するため、自然公園指導員等と協力してパトロール
を実施するなど、自然公園の保護管理および利用の適正化を進めます。
- ・ 三重県民の森、上野森林公園、北勢中央公園等は、都市近郊における身近な自然との
ふれあいの場として活用・整備を進めます。施設の管理運営にあたっては来園者の二
ーズに配慮していきます。

(森林・水辺等の整備・活用)

- ・ 森林に対する多様なニーズに応えるため、森林の案内や野外活動の指導者の養成等、森林とのふれあいをはかるための体制整備を進めます。
- ・ 湖沼やため池、河川や海岸、漁港等の水辺空間については、周辺の自然環境と一体となった、生態系に配慮した親水空間[※]としてできる限り保全していきます。また公園、緑地や休憩施設等の整備を行い、地域住民が自然とふれあう場として、継続的な利用を進めます。
- ・ 自然・歴史・文化等地域固有の資源を生かして観光を楽しむ、エコツーリズム[※]の取組を促します。
- ・ 都市住民が農山漁村で余暇をすごすグリーン・ツーリズムを促進するため、市町や地域住民との連携のもと、その基盤となる施設等の整備を促します。また各施設の連携による魅力あるプログラムの提供や情報発信等の環境整備を行います。
- ・ 豊かな里地里山や森づくり、地域の自然保護活動、希少生物の保全や外来種への対応等、自然環境と生物多様性の保全を支援する機能を併せ持つ新県立博物館[2014年(平成26年)開館予定]について、自然とのふれあいの拠点施設としても幅広く活用します。

削除: (平成26年開館予定)について

(緑の保全・創出)

- ・ 地域の緑化推進に向けて多様な主体が自主的に活動するよう促します。
- ・ 都市公園については、地域の豊かな自然や観光資源を生かしつつ、多面的な視点での整備をはかります。また市町における「緑の基本計画」の策定を促します。
- ・ 市街地における比較的まとまった樹林地や社寺林等の良好な緑は、風致地区[※]や特別緑地保全地区[※]等の活用も検討し、適正に保全します。

削除: 重点整備

削除: 行い

削除: 開園区域を拡大し

削除: 区

削除: 域

県民の森等の写真

(3) 森林等の公益的機能の維持確保

施策の目標	<p>森林の役割や木を使うことの意義が社会全体で認識され、県民、事業者、森林所有者等および国、県、市町が、それぞれの役割に応じて互いに協働しながら森林の保全を進め、このことにより、水源涵養※や土砂流出防止、CO₂吸収源等森林の持つ公益的な機能を発揮しています。</p> <p>また、農地や中山間地、漁場等においても、それらの維持・保全活動等が行われ水源涵養、洪水調節、親水・景観保全等の機能が維持されています。</p>
-------	---

削除: 三重の森林において、環境林や生産林の区分に応じ、間伐等の整備が行われています。

主な課題

森林環境の保全（三重の森林づくり）

- ・ 環境林整備のための所有者への啓発や境界の明確化、生産林整備のための所有者負担の軽減、路網整備の促進が必要です。
- ・ 木材価格の低迷等による林業採算性の悪化により、伐採後に植栽されない森林や、間伐等の手入れが行われない森林が増加し、森林の荒廃や公益的機能の低下が懸念されています。このような状況の中で、森林を社会全体で支えるしくみづくりが課題となっています。

農地環境の保全

- ・ 中山間地域における農業者の高齢化や担い手不足等の対策が必要です。

沿岸海域環境の保全

- ・ 干潟・藻場の造成には事業候補地の検討が必要です。造成した干潟・藻場の維持管理が必要です。

施策の基本方向

（森林環境の保全（三重の森林づくり））

- ・ 地域森林計画に基づき、県内の森林を「環境林※」と「生産林」に区分し、環境林については、針広混交林への誘導等、多様な森林づくりを進めます。生産林については、森林の団地化、施業の集約化などを進め、林業生産活動を通して適正な管理をはかります。
- ・ 社会全体で森林づくりを推進するため「企業の森」等、多様な主体による森林づくりを促進します。

(農地環境の保全)

- ・ 農地・水・環境保全向上対策については、市町と連携して活動の質的向上を進め、生態系の保全活動や景観向上活動の活性化をめざします。
- ・ 農薬や化学肥料等の節減と適正使用、家畜ふん尿の適切な処理と有効利用等、環境への負荷の少ない環境保全型農業を促進します。
- ・ 中山間地域直接支払制度においては、高齢化等に配慮した制度改正も生かして取組集落の拡大をめざします。
- ・ ため池の改修やほ場整備の実施にあたっては、事前に生態系の調査を実施し、地域特性に配慮した保全をはかり~~ます。~~
- ・ 農業用排水路の整備にあたっては、環境に配慮した工法を取り入れた整備を進めます。

削除: るとともに、

(沿岸海域環境の保全)

- ・ 漁業集落において、多様な主体の参画により行われる藻場・干潟等の保全活動事業について、取組地域や活動組織の拡大をはかります。
- ・ 沿岸海域における多様な野生動植物の生息・生育の場を確保し、魚類の再生産や水質浄化等の公益的機能を維持・回復するため、藻場や干潟の適正な保全と復元に取り組みます。
- ・ 伊勢湾や熊野灘沿岸に残された良好な砂浜・礫浜海岸を保全し、侵食により減少しつつある砂浜の調査や侵食対策と復元をはかります。
- ・ 漁港区域内においては、水質浄化機能の向上をはかり、良好な海域環境の再生を進めます。

(水循環・浄化機能の確保)

- ・ 健全な水循環を確保するため、上流域では森林の適正な維持管理、中下流域では生活排水対策等の推進、農地の適正な管理等の諸施策を総合的に実施するとともに、住民や企業による植栽活動等多様な主体の参加と協働のもとで、水循環・浄化機能の確保に向けて幅広い取組を進めます。

(4) 良好な景観の形成

施策の目標	私たち県民共通の貴重な資産として、将来にわたって景観保全に取り組み、美しい県土にふさわしい景観をできる限り損なうことなく次世代に引き継ぐことによって、地域に活力を生み出し、訪れる人の心を癒し、三重の地に暮らすことが誇りとなる「こころのふるさと三重」が実現しています。
-------	---

主な課題

県土の景観の形成

- ・ 「良好な景観は県民共通の資産である。」との意識を持ち、多様な主体がそれぞれの役割に応じ、積極的に取り組む必要があります。
- ・ 市町による景観計画の策定を促進するとともに、県民や事業者、市町と協働するなどにより、良好な景観づくりの県内全域での展開が必要です。
- ・ 良好な景観づくりを進めるため、地域のルールをつくり、県民一人ひとりが日常生活の中で守るべきマナーの向上に努めるとともに、良好な景観を損ねているものの除去や修景等に取り組む必要があります。
- ・ 公共事業や公共施設については、地域の景観を構成する主要な要素であり、地域の景観特性に配慮し、良好な景観づくりを先導していく必要があります。
- ・ 良好な景観を阻害する違反屋外広告物の是正を進める必要があります。

農山漁村景観の保全・創出

- ・ 地域の合意形成や共同活動等の集落機能が高齢化の進行によって弱まり、景観保全力が低下しています。このため地域外からの多様な主体による連携・協働も必要となっています。

施策の基本方向

(県土の景観の形成)

- ・ 県民等や市町による主体的な景観づくりを進めるため、景観づくりに関する情報提供や知識普及、専門家の派遣、検討の場への参画等を行います。
- ・ 「景観法」に基づく制度や手法を活用するとともに、「都市計画法」、「建築基準法」、「自然公園法」、「文化財保護法」その他関係法令に基づく規制誘導方策等を進めます。
- ・ 「三重県景観計画」に基づく届出制度の運用等を通じた良好な景観づくりを推進するとともに、市町等の景観づくりを支援していきます。また、広域的な景観づくりを進めるため、県内の景観行政団体等と連携して取り組んでいきます。

- ・ 公共事業や公共施設の整備については、良好な景観づくりを先導していくため、公共事業等の整備に関する景観形成ガイドラインに基づき、整備を進めます。
- ・ 電線共同溝などによる電線類の地中化等をはかり、街路の整備を進めます。
- ・ 「三重県屋外広告物条例」に基づく禁止地域の指定等により、周辺の景観との調和のとれた良好な景観を保全します。また、屋外広告物沿道景観地区*の指定により、良好な道路・沿道景観の形成を進めます。
- ・ 住民、市町が主体となってまちづくりに取り組んでいる地区において、地域との協働により修景整備等の展開をはかり、個性豊かで魅力ある景観まちづくりを推進します。

(農山漁村景観の保全・創出)

- ・ 農山漁村の景観保全には集落機能の維持が必要なことから、農地・水・環境保全向上対策等、多様な主体の参画による景観保全活動等を支援することで、地域を支える担い手を育成します。

景観づくり会議等の写真

(5) 歴史的・文化的環境の保全

施策の目標	豊かな自然や多様な歴史が育んだ文化資源の保護・活用により地域が活性化し、各地域でそれぞれ個性ある多様な文化が生まれ、その文化を反映した地域の景観が保全されることにより人びとが癒され「しあわせ」が実感できる地域社会が実現しています。
-------	---

削除: 々

主な課題

文化財等の保存・活用

- ・ 三重県には優れた文化財が多くありますが、経年変化による損傷や過疎化、少子高齢化等による文化財保護の担い手の減少等の課題があり、適切な保存とその活用をはかる必要があります。
- ・ 大規模遺跡においては、史跡の有効活用をはかるために、公有地化の推進と史跡のまちづくり等への活用が求められています。
- ・ 歴史資料を公開、閲覧、展示し、効果的な情報発信や十分な活用が望まれます。

歴史的・文化的景観の保全・活用

- ・ 文化財を災害から守るとともに、万一被災した場合は早期復旧が必要です。
- ・ 世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」が文化的景観として評価された意義等について、地域住民の一層の理解を前提に、その活用に向けた協力を得ていく必要があります。

施策の基本方向

(文化財等の保存・活用)

- ・ 国・県指定文化財※および国登録有形文化財の保存・活用を、市町、保存団体および所有者等と協働して行うとともに、文化財を活用した地域の自主的な活動を支援し、文化財を活かしたまちづくりにつなげます。
- ・ 埋蔵文化財センターを中心とした埋蔵文化財※包蔵地に関する調査を実施し、遺跡地図等の整備と充実をはかるとともに、開発事業の実施にあたっては、事前調査に基づく適切な保全対策を講じます。
- ・ 重要な埋蔵文化財包蔵地や史跡※・名勝※・天然記念物※等の指定地域等については、関係市町等と協働してその保全に努めます。
- ・ 史跡斎宮跡の発掘調査を進め、積極的に発掘調査を公開するなど、県民や児童・生徒が実際に優れた文化財に接する機会を増やし、国史跡斎宮跡の保存・活用への理解を促します。
- ・ 新県立博物館を整備[2014年(平成26年)開館予定]し、市町や新県立博物館等との役割分担のもとで、県内の自然と歴史・文化の資産を積極的に保全するとともに、そ

の活用をはかります。また、三重の自然と歴史・文化を楽しみながら学習し、体験できる機会を提供します。

- ・ 衣食住・生業・信仰・年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能や、これらに用いられる道具・用具等を「民俗文化財」として指定し、その保存・活用に努めます。

(歴史的・文化的景観の保全・活用)

- ・ 世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」について、次世代に継承されるよう、和歌山県、奈良県および関係市町と協働して、その保存と活用に努めます。
- ・ 亀山市関宿の伝統的建造物群や、まち並みの一部を形成する国・県指定文化財の保存と活用を支援します。
- ・ 2010年度(平成22年度)「一万人アンケート」によると、「歴史・文化遺産」の満足度は高いものの重要度が低い、という結果が明らかになっていることから、セミナーの開催等を通じて、歴史・文化的資産の重要性を広めていきます。

削除:「熊野古道と文化的景観」

文化財を生かしたまちづくり等の写真

第3章 計画の実現に向けた一体的な取組

1 取組の視点

計画の実現に向けて、第2章に掲げた施策を効果的に進めるためには、環境の保全に関わるあらゆる主体が一体となって取り組む必要があり、すでに述べたとおり、県政運営の基本となる二つの考え方(「文化力」に基づき「新しい時代の公」にふさわしい進め方)で多様な主体とともに取り組んでいくこととしています。

このためには、まず、第一に環境保全の意識や大切さを理解し、行動しようとする人**びと**が増えていくこと、次にそうした人**びと**の活動を支え助けてくれる受け皿が増え、体制が整い成長していくこと、一方、企業等の事業者もまた「環境」を主要な経営理念の一つに組み込んでいくこと、それらすべての行動が制度的なしくみによって担保されていくこと、また「環境」を強みにして企業競争力強化や成長につなげていくこと、最後に、人も企業も含めあらゆる主体が、活動によって生じる環境負荷をできる限り小さくするような社会基盤が整えられていくことが必要です。こうして、多様な主体が連携して環境行動を展開することで各分野の環境の取組が一体的に進み、それによって人と人、人と地域の絆が再生され、自立・持続した地域へと成長していきます。

このような視点に立ち、以下の項目について環境保全に向けた各施策を県民一体となって取り組んでいくこととします。

削除: 々

削除: 々

2 分野別取組方針

(1) ひとを育てる ～環境学習・環境教育^{*}の推進～

環境問題は、誰かが解決してくれる問題ではなく、私たち自身が、家庭や地域、職場等あらゆる場所で問題解決に進んで取り組んでいく必要があります。

そのためには、私たちが環境の中で生き、その恵みで生活していることを実感し、私たちの活動に起因する環境負荷が、地域の環境や地球環境に大きな影響を及ぼしていることを理解する必要があります。

そして、このような理解のもとに、問題の本質や取組の方法を自ら考え、解決する能力を身につけ、**日常生活行動も含めて**自ら進んで環境問題に取り組んでいく力を育む必要があります。

三重県には豊かな自然を学ぶフィールドが随所にあり、私たちは日常の中でそれらにふれ、自然の大切さを無理なく学べる環境にあります。こうしたことをふまえ、私たちは環境学習**や環境教育の推進**に努める必要があります。

(取組目標)

子どもから大人に至るまで、環境学習に必要な機会や情報が提供され、いつでもどこでも環境教育に参加できるようになることで、環境に関心をもつようになり、人と環境の関わり

について正しい理解や認識をもち、日常生活行動も含めて自ら主体的に環境保全活動が行えるようになっていきます。

主な取組方向

「三重県環境保全活動・環境教育基本方針」^{*}に基づいて、総合的・体系的に環境学習・環境教育を進めます。

(学校教育における環境学習・環境教育^{*})

- 各学校において、環境教育に関する全体計画を作成し、地域や学校の実態・特性を十分に生かした横断的、総合的な環境教育を実施します。
- 教職員が良き見本となり、子どもたちと一体となって取り組む環境に配慮した学校運営を行います。
- 太陽光発電の整備、校内の緑化、施設の木質化等、環境に配慮した学校施設等の整備を進め、環境保全について日常的に考えさせることにより、子どもたちの環境への意識を高めていきます。
- 多様な主体が行う環境保全・創造活動等への子どもたちの参加を進め、環境問題について考える機会の充実をはかると同時に、こうした活動の活性化を促進し、社会全体の気運醸成に貢献していきます。
- 四日市公害を経験した本県の経緯を子どもたちに適切に伝えるなど独自性を生かした環境教育を行います。
- 子どもたちが学校で楽しみながら環境について学ぶことができるよう教員等を対象とした環境教育研修を充実します。

削除: 活

削除: ことで

(地域や社会における環境学習・環境教育)

- 自然観察等の体験学習を充実するとともに、こどもエコクラブ^{*}や県民の自主的な環境保全活動を支援するなど、自然とのふれあいや実践活動を通じた取組を促進します。
- 市町、民間団体等の関係機関との連携のもと、子どもたちに気づきの機会を提供し、子どもたちが自ら考えた取組が家庭や地域へ広がっていくような体験型、参加型の企画を実施します。
- 森林や木に対する県民の理解と関心を高め、森林や木の文化を次世代に継承するため森林環境教育を進めます。

(環境学習・環境教育の拠点施設の活用)

「三重県環境学習情報センター」

- 県民に開かれた環境学習および情報発信の拠点である三重県環境学習情報センターの運営において、指定管理者制度を継続し、自主企画等を充実します。

- ・ 環境情報の収集、活用を進め、社会教育施設や学校教育施設等とも相互連携を進めながら環境教育の充実をはかります。
- ・ 県民が環境について考え、環境保全行動に参加するきっかけ等を提供するため、現地に出向き各種環境講座を開きます。
- ・ 広く環境に関する知識を身につけ、理解し、参加体験型の環境学習を実践できる指導者を養成します。また、養成された指導者が地域において活躍できるよう支援を実施します。

「三重県民の森・上野森林公園」

- ・ 自然公園[※]等の利用者の自然に対する理解を深めるため、自然観察会等を通して環境学習の充実をはかります。

「新県立博物館」[2014年(平成26年)開館予定]

- ・ 子どもから大人まで幅広い年代の人が、三重の自然と歴史、文化について、主体的に楽しみながら学び、交流する場として、環境面からもその役割が発揮されるよう、取り組んでいきます。
- ・ 地域の自然と歴史・文化を保全する地域の人材育成支援を行います。
- ・ 環境に配慮した建築デザインや設備の採用等により、環境への負荷が少ない施設とし、環境保全の大切さを発信するとともに、環境学習の場としていきます。

(2) 担い手となる主体を広げる ～環境活動の促進～

環境活動は、一人ひとりがその意識を持ち、現実に行動することが大切ですが、実際には各自が個別に行うより、活動団体など一定の集団によって活動する方が、より効果的な場合があります。

また、かねてから、環境活動に参加したくても一歩足を踏み出せずにいる人や手法がわからなくて困っている人、何かのきっかけがあればと思っている人等に、こうした団体がわかりやすく手ほどきすることで、環境保全の担い手や裾野が大きく広がります。

環境保全活動はより多くの主体が連携して取り組む方が効果的であり、それが、これまで薄れがちだった地域の絆を取り戻すことにもつながります。また、それがひいては、地域社会全体の間関係性をより豊かにし、持続可能な地域づくりに、なくてはならない社会資本(ソーシャルキャピタル)となります。

こうした点から、環境活動を支える多様な主体づくりの取組が必要です。

県では多様な主体を育むため積極的に活動を支援していきます。

(取組目標)

企業やNPO[※]等、地域の自治会組織等あらゆる主体が、さまざまな環境保全活動を展開し

削除: 様々

ています。

また新たに活動を始めようとする主体に、団体間の交流を通じて、活動手法や活動の継続に必要な情報等が提供され、環境保全活動を始める主体が広がっています。

さらに、このような数多くの主体による多様な環境保全の取組が、多くの参加者を巻き込んで、それぞれの地域で人と人、人と地域の絆が再生され、地域づくりにつながっています。

主な取組方向

(指導者の育成)

- ・ 環境学習情報センターにおいて、地域で環境活動を展開できる指導者の養成講座を開催し、環境について、**さまざまな視点**で考え、行動ができる人材を育成します。

削除: 様々

(環境保全活動の支援)

- ・ 県民が自主的に参画する県民参加の森林づくりを進めるため、森林作業等のボランティア活動の希望者に対する作業研修等の実施や、里地里山^{*}の保全活動を行うNPO等の取組を支援します。
- ・ 河川・海岸・道路等の環境美化は、多様な主体による取組を促進・支援することが必要です。このため、道路、河川、海岸の美化活動を行うボランティア団体等に作業用物品を提供するなどの支援を今後も行います。

(各主体の連携による環境保全活動の促進)

- ・ 環境保全活動を積極的に取り組む方々を表彰するとともに、その活動がさらに広がり、新たな実践者が生まれるよう普及・啓発に努めます。

(3) 環境経営を進める・環境と経済の両立をはかる

これまで経済と対立する概念に位置づけられていた環境でしたが、国による温室効果ガス^{*}排出削減目標の設定を機に、社会全体がこの目標達成に向けて動き出すことで、大いなる需要が生まれ、環境施策への対応が、わが国の成長の原動力になることが期待されています。

こうしたことから、これまで行ってきた企業に対する環境経営の導入促進に引き続き取り組んでいくとともに、本県でも低炭素社会^{*}に向けた取組を産業振興など新たな経済成長に生かしていくことが求められています。

(取組目標)

企業における環境経営の導入が一層進むことで、環境負荷低減と生産性向上を両立させている企業が増え、企業競争力を強化しています。

また、社会全体が低炭素社会への対応を進めることで、環境・エネルギー**関連**分野における市場が創出され、拡大し、県内での産業の創造と持続的な発展につながっています。

行政においても、環境マネジメントシステムの考え方が普及し、オフィス活動においては

もちろんのこと、さまざまな行政活動の遂行過程において、環境負荷の低減と環境創造への取組が進んでいます。

主な取組方向

① 環境経営※の促進

(事業者の環境経営の促進)

- ・ 中小企業等における環境マネジメントシステムの導入促進をはかるため、商工会議所等の経済団体と連携した三重県版小規模事業所向け環境マネジメントシステム(M-EMS)※の普及活動を進めます。
- ・ 中小企業者へ公害防止施設の設置、地球温暖化防止対策施設の整備、環境対策車の導入、リサイクル関連施設の整備等、ISO14000※シリーズの認証取得等に対する融資を行います。
- ・ セミナー等を通じて環境経営に関する優秀事例を県内事業者に普及することで県内における事業者の環境経営による自主的な環境取組を促進します。

削除: (三重県版小規模事業所向け環境マネジメントシステム)

(県における環境経営の推進)

- ・ 県が行う事業活動は、ISO14000シリーズの環境マネジメントシステムに基づき実施します。
- ・ グリーン購入※を進めるとともに、公共施設の使用、管理や公共事業等における環境配慮を徹底するなど、県自らが率先して環境保全活動に取り組みます。

(市町における環境経営の促進)

- ・ 環境経営に積極的に取り組む市町との情報共有を進め、環境マネジメントシステム(EMS)取組の向上をはかります。

② 環境・エネルギー関連分野への取組促進

県内事業者が、今後急成長することが見込まれる環境・エネルギー関連市場へ参入したり、環境・エネルギー制約を克服することで競争力強化をはかることを促進するための施策を実施していきます。

- ・ 県内事業者による環境・エネルギー関連分野の研究開発や新事業展開等を促進することにより、県内産業の成長と低炭素社会構築への貢献の両立をはかります。
- ・ 省エネルギーや生産工程の効率化等を促進することにより、環境・エネルギー制約の克服による県内事業者の競争力強化(生産性向上)と、低炭素社会構築への貢献の両立をはかります。

削除: 戦略的な企業誘致をはかるほか、当該分野の設備投資、研究開発

削除: および事業化を促進

削除: することにより

削除: 事業者

削除: 競争力強化と

削除: 環境エネルギー関連分野の優れた研究成果の実用化促進等、県内企業の当該分野への新事業展開等を促進します。

(4) しくみをよりの確に運用する

環境保全に取り組む人や企業が増え、担い手となる主体が広がっていくためには、彼らの活動が社会的に認められ、評価されていくことが大切です。このためにはその活動が幅広く周知、顕彰されるしくみが必要です。

また、事業者等は、各種法令を遵守し、社会的責任を果たすとともに日常的な環境配慮行動が求められますが、快適で安全・安心な生活環境を維持し、享受するためには、そうした環境保全に関する取組や配慮が確実に実行されていくようなしくみや制度が大切です。

このため、環境悪化の未然防止、環境問題の早期解決等をはかるため、各種制度を整備し、市町とも連携・協働して環境の保全をはかっていく必要があります。

(取組目標)

法律や条例に基づく環境影響評価※だけでなく、公害事前審査制度の活用等を通じて、事業者による環境配慮が進んでいます。また自主的に環境影響評価を行う事業者も増えていきます。

さらに一部の大規模な開発案件では計画段階から早期に環境配慮をはかる手続きが始まっています。

このほか一定の施設を設置する際には、事業者が市町と環境保全協定を結ぶことで、周辺住民の安全・安心への配慮がなされています。

主な取組方向

(環境活動が評価されるしくみ)

- ・ 「日本環境経営大賞」や「みえ環境活動賞」等を通じて環境保全に寄与した人々の活動を幅広く周知し、評価するとともにこうした取組への参画を促します。

(環境影響評価等の実施)

- ・ 「環境影響評価法」や「三重県環境影響評価条例」に基づき、事業実施に際して適切な環境配慮が行われるよう指導します。
- ・ 公共性の高い開発事業については、基本構想段階からアセスメントの導入をはかっていくという、国の戦略アセスメントのガイドラインをふまえ、「環境影響評価制度」の充実をはかります。

(公害事前審査制度の活用)

- ・ 工場や事業場の新增設に伴う環境への悪影響を未然に防止するため、「三重県公害事前審査会条例」に基づき、「環境影響評価条例」に該当しない工場や事業場において、公害防止の技術的事項を審査し、市町の工場等の誘致や環境保全協定の締結時ににおける活用を促進します。

(環境保全協定の締結促進)

- ・ 市町長等が、その市町の実態に即した行政指導ができるように、「三重県環境基本条例」に基づき、市町長等と事業者との環境保全協定の締結を促進します。

(公害紛争への対応)

- ・ 公害に係る紛争については、「公害紛争処理法」に基づくあっせん、調停等や「三重県生活環境の保全に関する条例」に基づく調査請求制度を活用し、その迅速かつ適正な解決をはかります。

アセス委員会の写真

(5) 技術・情報基盤をより充実する

環境の保全を効果的、効率的にすすめるためには、その技術的な側面における調査や研究活動を展開し、今後の環境保全を一層取り組みやすいものとしていく必要があります。

また、各種の環境関連情報の提供を県民に幅広く提供することは、県民の環境に対する理解と関心を深め、環境保全への取組を促すことにもつながることから、こうした情報発信ができるシステムの整備が必要です。

さらに大気や水等の環境基準*が、県内事業者等の取組により遵守されていくには、環境基準に対する達成状況等を常時把握するための施設が整備されていることが大切です。

(取組目標)

環境保全の研究開発が進展し、環境汚染の防止・発生抑制・修復技術等がさらに開発されて、環境保全が技術面からもサポートされるとともに、新たな環境分野においても企業の技術開発が進展して、環境・エネルギー制約の克服や緩和が進んでいます。

県民は誰もが、環境に関するさまざまな情報にアクセスすることができ、毎日の大気の状態を把握したり、光化学スモッグ予報発令状況等を常にチェックできるようになっています。

削除: 様々

主な取組方向

(研究開発の推進と促進)

- ・ 廃棄物対策の推進、大気・水環境の保全、土壌環境の保全および生物の多様性*の確保等地域の環境保全に関する調査研究を充実するとともに、国や民間の研究機関、大学等との共同研究や情報交換等を進め、環境保全に係る調査研究の一層の向上をはかります。
- ・ 廃棄物による環境汚染地の環境修復、環境大気中の微小粒子状物質、土壌汚染原因の推定等の研究のほか、環境保全に関する県民ニーズをふまえた調査研究を行います。
- ・ 伊勢湾など閉鎖性海域において、陸域からの負荷流入量および負荷消費量等、物質循環の現状を調査し、貧酸素水塊の発生メカニズムの解明に向けた取組をすすめます。
- ・ 干潟の造成技術開発等を実施し、海域における環境の改善と漁業生産を両立させる方策を検討します。
- ・ 「三重県産業廃棄物税」*を活用して企業のリサイクル技術の開発等、廃棄物の発生抑制につながる研究活動を支援します。

(環境情報の迅速な提供)

- ・ 大規模事業所（発生源）の排ガスに関しては、環境総合監視システムで監視し、地域の総量等を情報発信していきます。また、監視測定地点、みえの樹木百選等のさまざまな分野の情報を提供します。

削除: 廃棄物関連施設、

削除: 、

削除: 様々

(監視・観測等の体制の整備)

- ・ 安全で安心な環境が確保されているか監視するため、環境の常時監視を実施するとともに、大気、水、土壌中の有害化学物質に対する調査を行い、大気環境・水環境における環境基準の達成状況を確認します。
- ・ 生活環境の光化学オキシダント*や窒素酸化物の濃度等の情報を、県民に迅速に提供します。

監視測定局の写真

(6) 環境で貢献する

環境を保全するために私たちができることは、必ずしも地域社会におけるものだけに限ったわけではありません。例えばかつて四日市公害を経験したさまざまな環境技術の中には、今もなお同様の環境汚染で苦しむ途上国が必要としているものもあると思われます。これまでも中国河南省をはじめ、アジアの国々の研修員を受け入れ産業公害の防止技術の研修を行ってきたところです。

引き続き、私たちはこれまでの環境に関わる経験と知識を生かして、求めに応じて国際的に技術移転等の協力をしていくことが大切です。

(取組目標)

過去に培われた公害防止や環境保全の技術が、国内外に移転されることで、三重県の環境保全に対する取組成果が、他の地域にも及んでいきます。

こうした活動により「地球規模で考え、足元から行動する」環境の取組が三重県で進み、国境や地域を越えた、人と人、人と地域の絆が生まれ、育まれていきます。

削除: たとえ

削除: 克服

削除: てき

削除: 様々

主な取組方向

(国際的な環境協力・貢献の推進)

- ・ 産業公害防止技術の研修を継続するとともに、環境分野における交流のあり方について見直し、新たな環境協力に取り組みます。

(関係機関との協力)

- ・ (財)国際環境技術移転研究センター(ICETT)*との連携を維持しながら、国、他の地方自治体、大学、企業等と協力し、国際環境協力を進めます。

(研究機関との連携)

- ・ 保健環境研究所において、環境汚染物質に関する調査や測定技術等の研究等を進め、(財)国際環境技術移転研究センター(ICETT)と連携をはかりながら、その成果の技術移転を進めます。

第4章 環境配慮の指針 ～各主体の役割～

「県民が健康で文化的な生活を営むうえで欠くことができない良好な環境を確保し、これを将来の世代に継承していく」という本計画の基本理念を達成するために、行政の取組だけでなく、県民、事業者、行政といった社会を構成する各主体が、それぞれの立場において環境保全のためにはどのような行動が望ましいかを考え、自主的、積極的に実践することが大切です。

また、各主体による個々の取組だけでなく、主体間の連携や協力による取組も大切です。

本章は、各主体の役割と環境配慮の方向を示すこととし、それぞれの主体に、その役割にふさわしい環境行動を期待するものです。

1 県

県は基本目標の達成に向けて、第2章および第3章に示した各種施策等を実施します。

また、県自らが事業者であり消費者でもあるとの立場から、本章の「事業者」に掲げる環境配慮の指針をふまえ、ISO14001^{*}の環境方針に基づき、環境の保全に関する行動を率先して実行します。

県が行う一定規模以上の事業の実施に当たっては、その事業に係る計画等を策定しようとする段階から、環境配慮の調整を行うために必要な手続等を定め、環境への負荷の低減を目的とする、環境調整システム^{*}等を活用した全庁的な調整を通じ環境の保全に配慮します。

2 市町

市町は、住民に最も近い基礎自治体として、住民の健康と福祉の確保と充実をはかる上で、住民や事業者等と日常的に関わりを持ち、地域に密着した環境づくりを進める重要な役割を担っています。

このため、県に準じた環境保全に関する施策やそれぞれの地域の自然的・社会的条件に応じた独自の施策を策定し、実施することが期待されます。

また、各主体が自主的に取り組む地域の環境保全活動を支援し、各主体間の協力と連携を促進するとともに、市町自らが事業者および消費者として「事業者」に掲げる環境配慮の指針をふまえ、環境の保全に向けた取組を推進することが期待されます。

3 事業者

事業者は、株主や取引先だけでなく、地域社会をはじめとした多様な利害関係者に対して責任ある行動をとっていくとの考え方(CSR^{*})に基づき、何よりもまず、法令遵守を旨とし、その徹底を日々心がけ、よりよい製品・サービスを供給するとともに、環境負荷の低減に向け自主的、積極的に取り組むことが期待されます。

削除: 的

また ISO14001 等、環境マネジメントシステムの導入に努めるとともに、環境保全に配慮した事業活動の積極的な展開、地域における環境保全活動等への積極的な参画や支援等が期待されます。

具体的には、一定の開発事業を行う際の自然風景や生態系[※]への環境アセスメントの考え方に基づく保全行為、製品の生産、流通、販売および回収、処理等における さまざまな環境負荷低減の取組等、事業者の行うあらゆる活動において、こうした環境配慮が望まれます。

削除: 様々

4 県民

私たちが、日々生きて生活するだけで、それによって環境に負荷をかけ、その回復に大きな自然循環の営みによるコストが払われているかについて、私たちは、深く理解し、日常の生活様式を改めていく必要があります。

これまで、述べてきた地球温暖化や生物多様性の危機は、自分たち一人ひとりの影響がみえにくく、さまざまな情報として私たちの耳に入ってはきても、必ずしも今日の私たちの、そして明日の子どもたちの生存に関わる危機であることに、私たちの理解が十分であるとはいえません。

削除: 様々

このため、あらゆる機会を利用して環境学習への参加が望まれ、環境に関する知識と理解を深め、自ら何ができるかを考え、かつそれを実践していくことが期待されています。

また、地域の団体等が行う環境保全活動に積極的に参加し、その活動の輪を広げるとともに、個人や団体の知識や経験が広く生かされるよう、各主体との協力と連携が期待されます。

具体的には、例えば、炊事・洗濯時の節水や冷暖房の適温設定、ごみの分別の徹底等の日常生活から、移動の際に自動車の利用を控え、できるだけ公共交通機関を利用する等の選択行動、そして、省エネ型の住宅づくりや改修、太陽光発電施設の設置、低公害車[※]の導入等、低炭素型の生活様式への移行に至るまで、私たちは、ありとあらゆる手段や可能性をできる限り試み、努めていくことが望まれます。

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制

県は計画を総合的に推進する体制を整備しその充実に努めるとともに、計画の推進主体として位置づけられる住民、事業者や市町との連携と協力のもとに計画を推進します。

(1) 県における推進体制

本計画に基づく環境保全施策を効果的に推進するため、三重県環境保全・地球温暖化対策推進委員会において、関係部局等相互の緊密な連携と調整を行い、施策を総合的、計画的に推進します。

(2) 多様な主体との連携

本計画を推進するためには、県民、事業者、行政等が、それぞれの役割を果たしながら、連携と協働による取組を進める必要があります。

このため、県民や事業者に対しては、積極的に環境に関する情報の提供を行い、認識を共有化します。

また、市町に対しては、環境情報の提供や連絡協議の場を通じた意見交換等により、県と市町あるいは市町相互の連携を強化するとともに、本計画に沿って行われる市町の施策を支援することにより、施策の一層の推進をはかります。

さらに、広域的な問題に対しては、国や他の地方自治体との緊密な連携をはかるとともに、地球環境問題のような国を越えた環境問題については、世界の国や地域、自治体との連携を進めます。

2 計画の進行管理

本計画を着実に実施していくために、各施策の進捗状況等を把握し、適切な進行管理を行います。進捗状況の結果については、毎年度公表します。

(1) 進行管理

- ・ 本計画の進捗管理は推進計画(アクションプラン)により行います。
- ・ 推進計画(アクションプラン)においては、中期的な計画期間内に実施する施策の数値目標を設け、それぞれの施策の実施状況を把握し、評価し、施策にフィードバックしていきます。

(2) 年次報告・公表と県民意見の反映

- ・ 本計画に掲げた施策の実施状況等を、毎年度、環境白書としてとりまとめ、三重県議会、三重県環境審議会に報告する等、幅広く県民に公表し、全庁の広聴広報・情報マネジメントを通じて県民の意見等を求めていきます。
- ・ 県民に対しては、環境白書を県内の図書館に配付し、閲覧に供するとともに、インターネットのホームページ「三重の環境と森林」に環境白書の内容を掲載し、広く意見等を募っていきます。

削除: システム

以上による計画の推進体制と進行管理の体系は、図-4のとおりです。

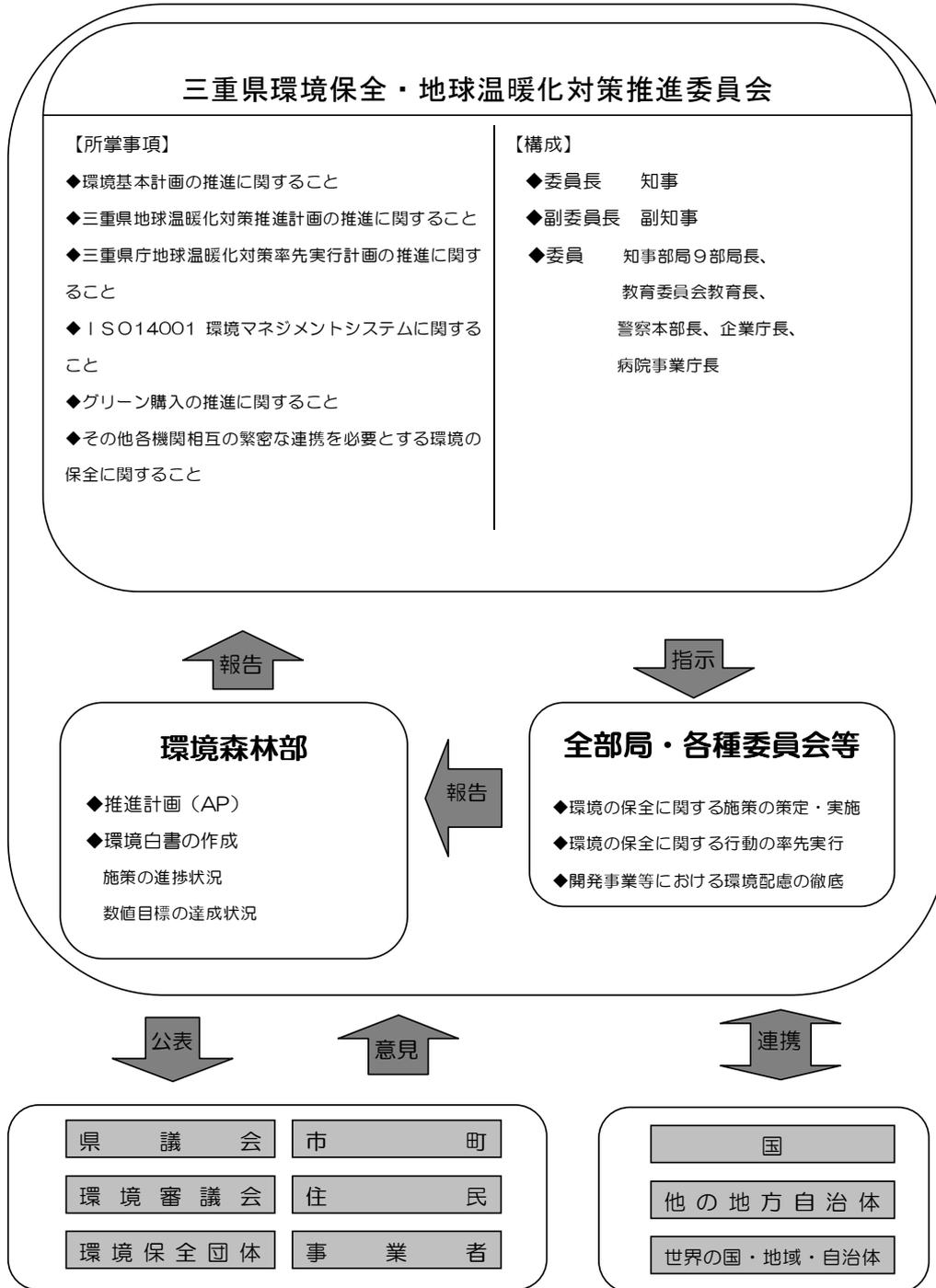
3 財政上の措置

本計画に掲げられた環境保全に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めます。

4 計画の見直し

本計画は、2020年度(平成32年度)を目標年度として策定するものですが、この間の社会情勢の変化や環境に関する科学的知見等の集積に応じて、基本部分に大きな変更があれば計画の見直しを行います。

図一4 計画の推進体制と進行管理の体系



【参考資料】

1 施策分野別の取組結果と課題の詳細

基本目標Ⅰ「環境への負荷*が少ない資源循環型社会の構築」に向けた施策

(1) 廃棄物対策の推進

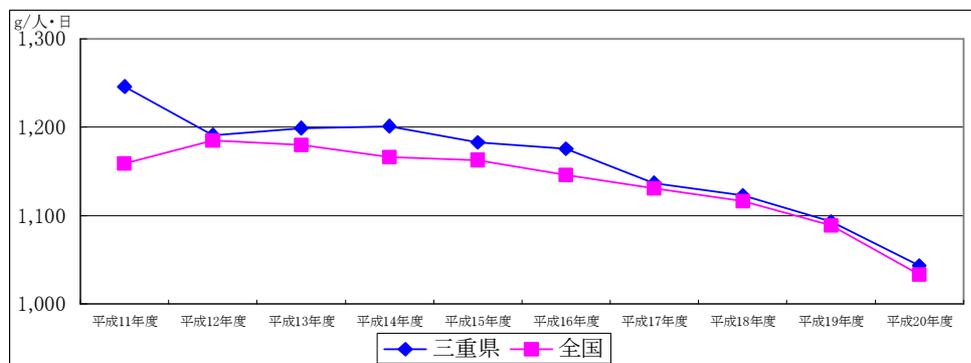
(一般廃棄物)

一般廃棄物のごみ排出量削減率については、「ごみゼロ社会実現プラン」における短期目標(家庭系ごみの削減率 H22：6%減)を達成するなど、取組としては着実に進んでいます。しかし、全国と比較すると、1人1日当たりごみ排出量が2008年度(平成20年度)で1,043gと全国値に近づきつつありますが、まだ上回る(全国1,033g)状況にあり、なお一層の取組が求められます。また、一般廃棄物の広域的な処理については、市町の自治事務を基本としつつ、県として必要な技術的支援や協力を行っていく必要があります。

削除: 水準からみれば

削除: 平均

資料1：1人1日当たりごみ排出量



(産業廃棄物)

一方、産業廃棄物*にあつては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく指導や「三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例」の制定、運用等により、適正な処理の推進に取り組んできましたが、2008年度(平成20年度)の排出量は、約6割を占める製造業において製造品出荷額が増大したこと等によって増加するとともに、最終処分量についても、フェロシルトの最終処分等によって増加しました。産業廃棄物の排出量等については、経済動向との関連はありますが、一層3R*を推進するとともに、排出者責任の徹底等による適正処理を進める必要があります。

また、不適正処理の未然防止や不適正処理された事案の是正に向けて、引き続き監視・指導の強化や環境修復に向けた取組が必要です。

資料2：産業廃棄物排出量等の推移（農業、鉱業を除く。）（単位：千トン）

	排 出 量	再生利用量（率）	最終処分量
平成3年度	3,760	743(20%)	1,179
平成8年度	3,412	1,166(34%)	780
平成12年度	3,267	1,131(35%)	345
平成16年度	4,320	1,700(39%)	168
平成20年度	7,014	2,673(38%)	381
平成22年度 [目標値]	3,650	1,533(42%)	170

削除: 2

（注）農業、鉱業を含めた場合、平成20年度の排出量は9,577千t、再生利用量（率）は3,888千t（40.6%）、最終処分量は420千tとなります。

（参考）

基本目標Ⅰで定めた数値目標の「廃棄物の最終処分量」に関する推移は、下表のとおりです。

廃棄物の最終処分量

（単位：千トン）

	一般廃棄物	産業廃棄物（注）	計
平成16年度	122	96	218
平成17年度	97	137	234
平成18年度	83	127	210
平成19年度	84	155	239
平成20年度	70	128	198
平成21年度	65	135	200

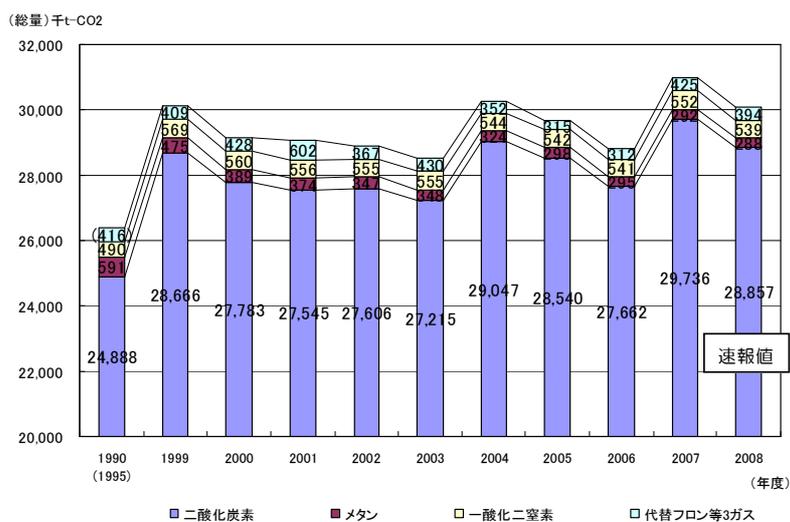
（注）上記の産業廃棄物分については、多量排出事業者等から毎年報告される最終処分量のみを対象（特殊要因を除く）としています。

(2) 地球温暖化の防止

県では、「三重県地球温暖化対策推進計画」や「三重県生活環境の保全に関する条例」に基づき、第一種エネルギー管理指定工場、および第二種エネルギー管理指定工場に、地球温暖化対策計画書の作成を義務づけるとともに、一般家庭が前年の電気使用量と比較し、節減できれば協力店舗からスタンプ、ポイント等の特典が得られる「みえのエコポイント」制度を実施し、延べ10万世帯以上の参加を得ましたが、温室効果ガス*の排出量は、県全体として2007年度(平成19年度)で基準年比+17.5%となっており、削減が進んでいません。

削除: 付

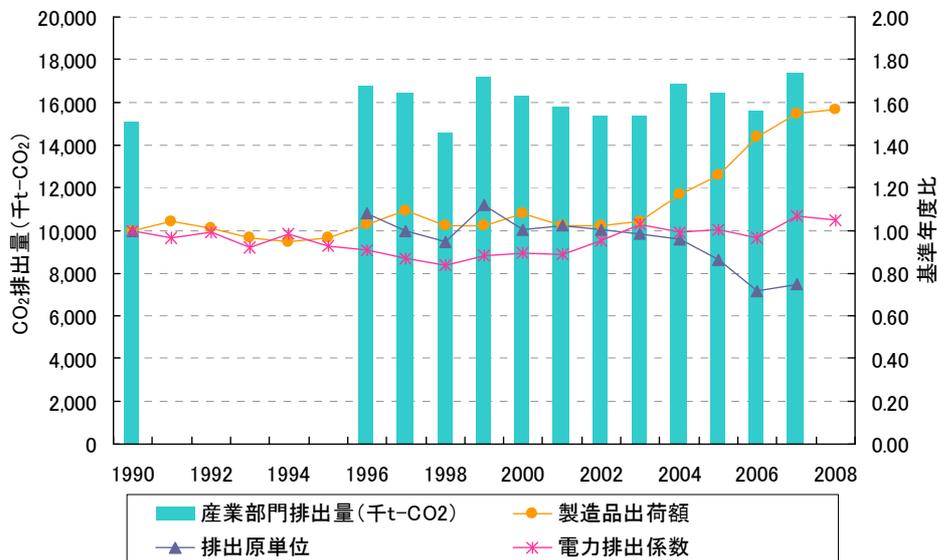
資料3：三重県の温室効果ガス排出量の推移



(2007年度の温室効果ガス全体：31,005 千 t-CO₂、
うち96%を占める二酸化炭素は29,736 千 t-CO₂)

三重県はCO₂排出量における産業部門の占める割合(約59%)が全国値(約36%)に比べて高いのが特徴であり、産業部門における排出原単位での削減は進んでいるものの、排出絶対量では景気動向等に影響を受ける面があり、取組成果が結果にあらわれにくい面もあります。

資料4：産業部門のCO₂排出量と関連指標の関係



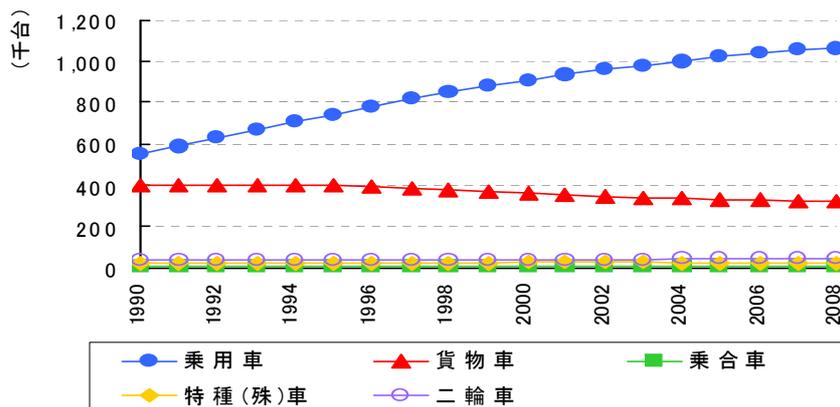
注：「製造品出荷額」「排出原単位」「電力排出係数」は右目盛り、1990年度を1.00としたときの増減を示す。

注：「排出原単位」は産業部門のCO₂排出量を製造品出荷額で除したものを示す。

また、家庭部門でも世帯数の増が全国水準を上回る[1990年(平成2年)比全国21%増に対し、三重県30%増]等により排出量が増加しており、運輸部門でも自動車保有台数の伸び(乗用車は基準年比92%増)等により排出量が増加しています。

削除: 20

資料5：自動車保有車両数(三重県)



一方、新エネルギー[※]の導入では、2005 年度(平成 17 年度)の導入量を基準値とした 2009 年度(平成 21 年度)の目標達成率が 43%[「三重県新エネルギービジョン」における 2010 年度末(平成 22 年度末)の導入目標に対する進捗率は 81%]、森林の吸収量についても目標値 3%に対して、2007 年度(平成 19 年度)実績が 1.4%となっており、更なる取組が求められています。

(3) 大気環境の保全

「大気汚染防止法」等に基づく工場等への規制・指導により、県内の大気環境測定地点における二酸化硫黄[※]等の環境基準[※]達成の状況は 2009 年度(平成 21 年度)で 96.4%と 2010 年度(平成 22 年度)目標値 96%を達成しています。今後も引き続き工場や事業場に対する規制・指導を行い、ばい煙等の排出を抑制していく必要があります。なお、北勢地域の国道 23 号沿線一部地域における二酸化窒素[※]の環境基準が達成されていないことから、今後、環境基準の 100%達成に向けて流入車対策の検討等、自動車排出ガス対策をより進めていく必要があります。

また、2009 年(平成 21 年)9 月に新たに微小粒子状物質が環境基準に追加されたことに伴い、監視体制の整備等への対応を進めていく必要があります。さらに近年、大規模事業場で、「大気汚染防止法」で定められたばい煙等の測定の未実施等、大気、水質、廃棄物等の法令における複数の不適正な事例が~~見~~られたことから、今後、事業者~~に~~公害関係法令全般におけるコンプライアンス[※]の徹底をはかる必要があります。

騒音、振動、悪臭規制については、市町に対する助言や連絡調整を通じて、市町とともに工場や事業場への指導、建設作業に対する規制、指導を行ってきましたが、今後も引き続き実効性ある取組を続けていくことが重要です。

削除: 現在、新しい「三重県地球温暖化対策実行計画」を策定している

削除: なかで

削除: 中で、こうした実態とこれまでの取組評価をふまえて、
「地球温暖化対策基本法」の制定に向けた国の取組も視野に入れ、今後の目標水準の設定と具体的な取組方策を考えていく必要があります。

削除: ,

削除: み

資料6：二酸化窒素環境基準達成状況の推移

(一般環境大気測定局)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
三重県	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
全国	100.0	99.9	100.0	100.0	100.0

(自動車排出ガス測定局)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
三重県	100.0	83.3	85.7	85.7	85.7
全国	89.2	91.3	90.7	94.4	95.5

出典：平成22年度環境統計集 環境省

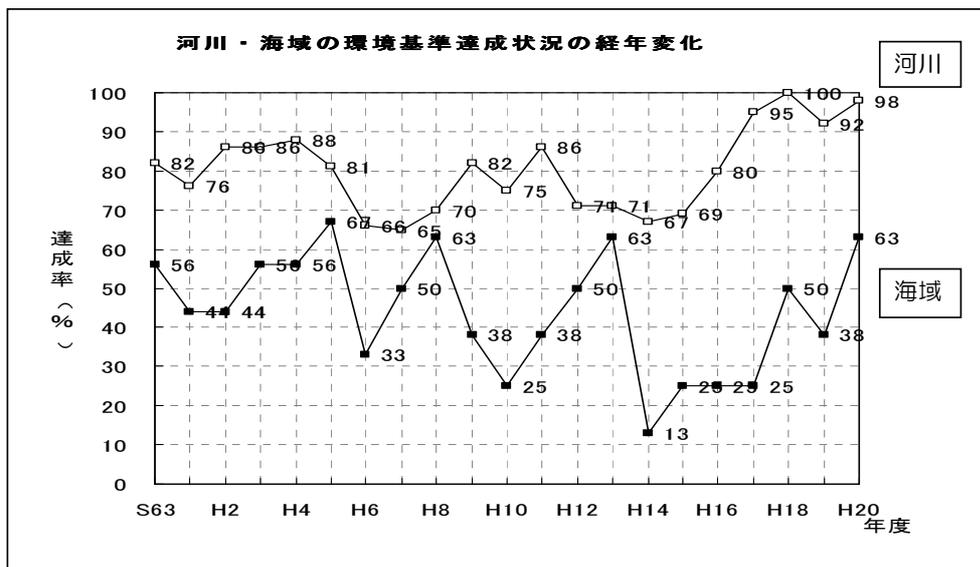
(4) 水環境の保全

公共用水域の水質保全については、工場・事業場への計画的な監視・指導により、水質汚濁防止対策を進めるとともに、伊勢湾第6次水質総量規制に基づき、汚濁負荷量の一層の削減を**はか**っており、河川ではほぼ目標値に近い水準を達成しています。

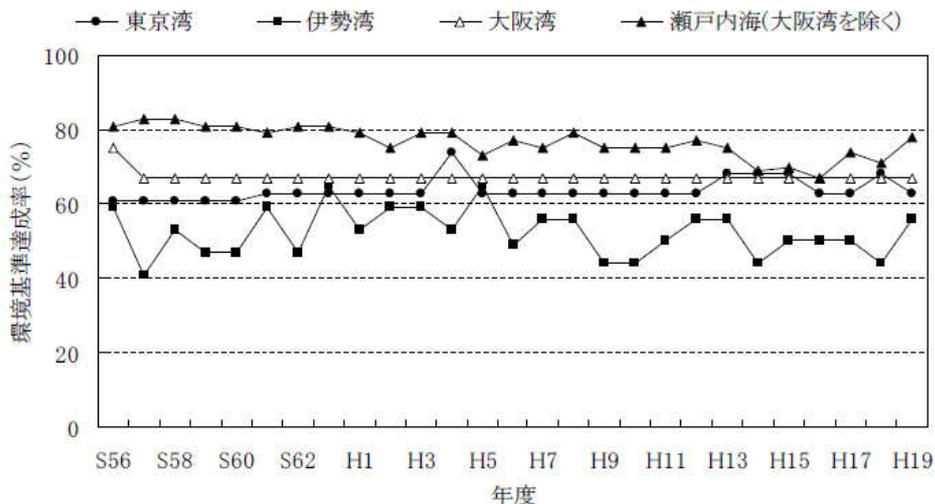
削除：図

一方、閉鎖性水域^{*}である伊勢湾では、流入河川の水質が改善傾向にあるにも関わらず、海域のCOD^{*}(化学的酸素要求量)の環境基準達成率は概ね40~60%程度の横ばい傾向にあり、他の閉鎖性水域と比較しても達成率が低いことから今後も対策が必要です。また、北勢地域の地盤沈下を防ぐため、引き続き、地下水位の観測や揚水規制を行うことが必要です。

資料7-1：河川(BOD^{*})・海域(COD)の環境基準達成状況の経年変化



資料7—2：全国の海域(COD)の環境基準達成状況の経年変化



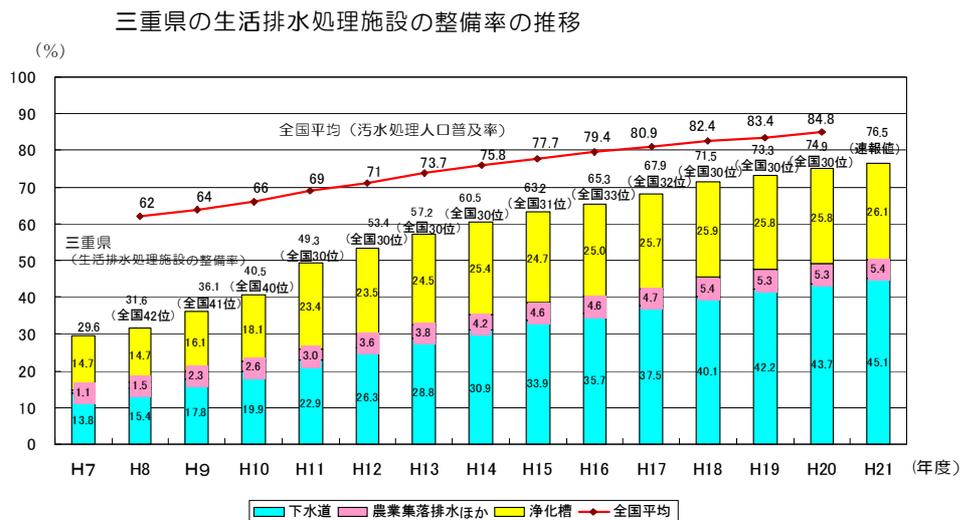
出典) 公共用水域水質測定結果 (環境省)

生活排水処理施設の整備率は、2009 年度末(平成 21 年度末)速報値で 76.5%と、「県民しあわせプラン第二次戦略計画」の 2009 年度(平成 21 年度)目標値 75.2%を達成しましたが、全国平均[2008 年度末(平成 20 年度末)で 84.8%]に比べ未だ低い状況にあります。このため、より効率的・効果的に生活排水処理施設*を整備するべく、市町と協働して「三重県生活排水処理施設整備計画(生活排水処理アクションプログラム)」を見直すなど施設整備計画の進捗をはかることが重要です。

削除:

伊勢湾再生に向けては、「伊勢湾再生行動計画」に基づき、多様な主体との連携による取組を進めており、「伊勢湾 森・川・海のクリーンアップ大作戦」の実施や、三重大学との伊勢湾沿岸域の底質調査、これを通じた貧酸素水塊発生メカニズムの解明に向けた取組、海岸漂着物対策の地域計画策定における市民団体等との協働等、今後も継続した取組が重要です。

資料8：三重県の生活排水処理施設の整備率の推移



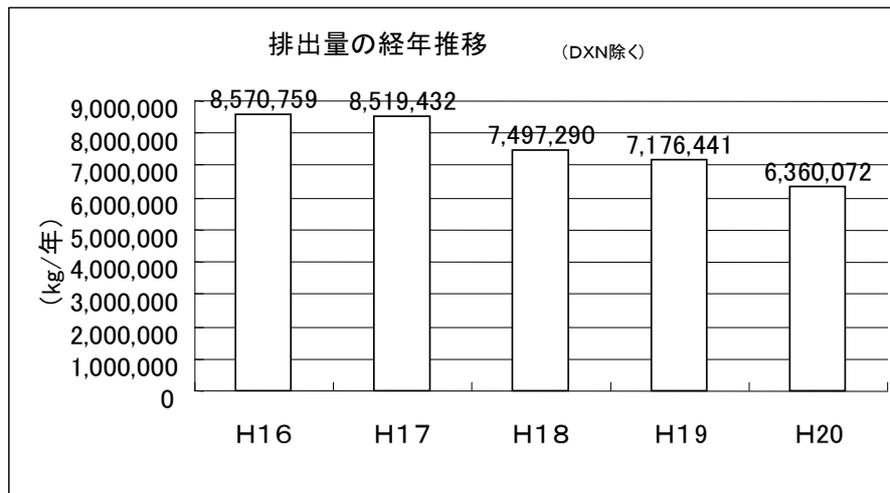
(5) 化学物質に起因する環境リスク※対策の推進

ダイオキシン類※対策特別措置法等関係法令に基づく工場等への規制・指導により、大気有害化学物質については、2009年度(平成21年度)において全項目で環境基準を達成しましたが、水質有害化学物質については、ダイオキシン類が、一部河川で基準超過が継続して見られました。

また、2009年度(平成21年度)の工場・事業場の排出基準適合率は100%でしたが、過去において断続的な基準超過がみられました。今後も安全・安心の確保のため、有害化学物質による環境汚染の状況を把握するため、大気、水を継続的に監視していく必要があります。

今後もPRTR※法(特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律)に基づき、事業者による化学物質の排出状況の把握と公表、排出削減を促し、適切な情報提供等を通じて化学物質への不安の解消をはかる必要があります。

資料9：三重県内のPRTR 法対象化学物質排出量の経年推移



データ出典：独立行政法人製品評価技術基盤機構

基本目標Ⅱ「人と自然が共にある環境の保全」に関する施策

(1) 生物の多様性の確保（多様な自然環境の保全）

「自然公園法」等に基づき公園の保護・管理を行うとともに、自然環境保全地域を指定し、自然環境の保全に努めており、2009年度(平成21年度)の自然環境の保全面積(53,552ha)は、当該年度の目標値(53,550ha)に達しています。今後も適正な管理を行う必要があります。

里地里山の保全については、県民の理解や協力が不可欠で、引き続き環境保全の担い手づくりをより広げていく必要があります。

また、地域の自然環境や生態系^{*}に配慮した、ため池や川、海岸の整備を進めてきました。今後も引き続き計画的に整備していくことが重要です。

希少野生動植物の保護については、文化財保護法に基づく天然記念物^{*}の指定を行うとともに、条例に基づく希少野生動植物の指定制度等を整備しましたが、三重県において絶滅の恐れのある野生動植物種は大幅に増えており、「三重県レッドデータブック^{*}2005」の改訂を通じて早急な保護対策に取り組む必要があります。

削除: 定

また、「鳥獣保護法」に基づく狩猟・捕獲の規制を行い、保護をはかるとともに、引き続き移入種^{*}対策を進める一方で、野生のシカやイノシシ、サル等による獣害対策の強化をはかる必要があります。

資料10：公園の利用者数[2007年度(平成19年度)]

		利用者数(人)	人口(人)	人口あたりの利用者数
三重県	国立公園	11,807,000	1,869,307	14
	国定公園	4,945,000		
	県立自然公園	10,121,000		
合計		26,873,000		
全国	国立公園	354,232,000	127,486,967	7
	国定公園	294,756,000		
	県立自然公園	267,857,000		
合計		916,845,000		

出典：平成22年度版 環境統計集および三重県集計

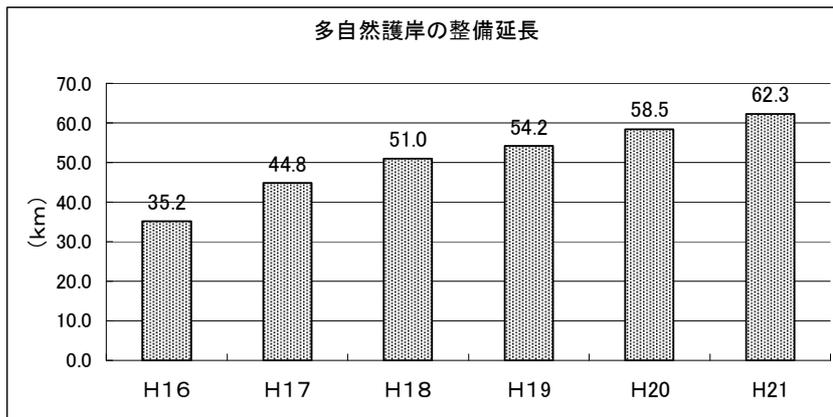
資料 1 1：三重県における絶滅の恐れのある野生動植物数（1995 対比 2005）

分類群	絶滅種		絶滅危惧種	
	1995 年	2005 年	1995 年	2005 年
動物	3	5	21	271
昆虫類	1	11	14	396
植物	7	37	125	763

出典：2005/三重県レッドデータブック 2005

1995/自然のレッドデータブック・三重：三重自然誌の会著

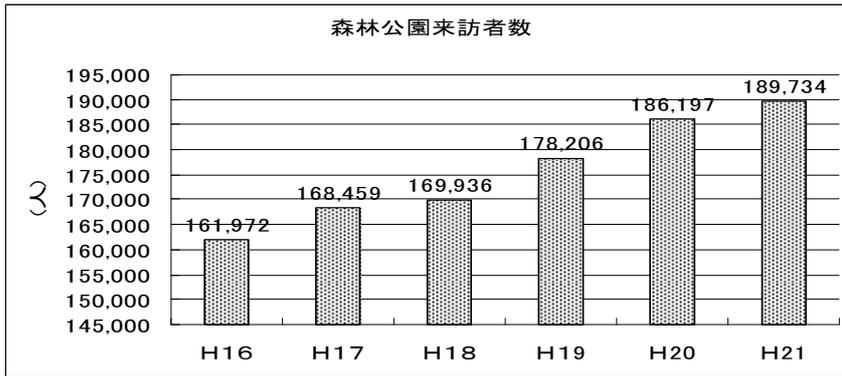
資料 1 2：多自然護岸の整備延長



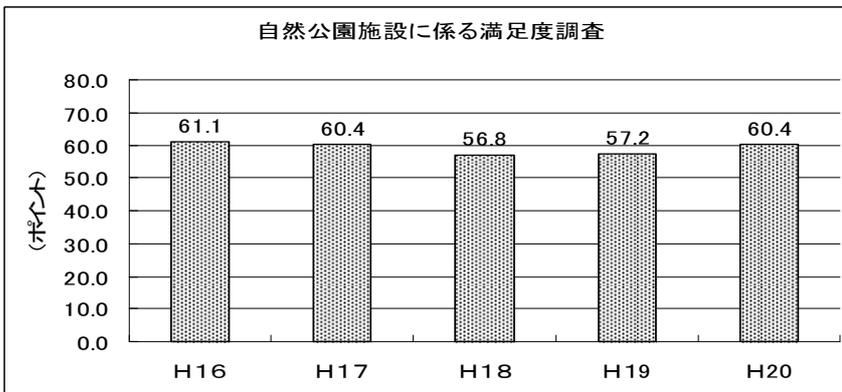
(2) 自然とのふれあいの確保

東海、近畿自然歩道の維持管理や三重県民の森等の管理運営、活用を通じて、自然とのふれあいの場の確保に努めるなどにより、来訪者満足度は目標水準へ近づいており、また森林公園等の来訪者数もほぼ目標どおりの受入ができました。引き続き、幅広い県民の利用をはかるため、適正な維持管理を行うとともに、大杉谷登山歩道等、風水害等により被災した箇所について、その早期復旧と一層の活用が求められています。また、グリーン・ツーリズム[※]等、都市と農山漁村との交流をはかるための支援を引き続き行う必要があります。

資料13：森林公園来訪者数



資料14：自然公園施設に係る満足度調査



(3) 森林・農地・沿岸海域の環境の保全

森林においては、森林環境創造事業や治山事業等を通じて森林整備を進め、目標とする間伐実施面積を整備できました。また、農地、海域においても農地・水・環境保全向上対策の実施や中山間地域等直接支払い制度の運用、藻場*・干潟*の保全等に取り組んできました。しかしながら、中山間地域では農業者・林業従事者の高齢化が進むなど、担い手不足の問題等から、継続的な営農、森林整備が難しくなっており、今後も一定の公的関与を行うとともに、担い手確保等を進めていく必要があります。また、海岸環境の保全等では、ボランティアの参加と協力を得るなど、今後も多様な主体の参画、連携のもと、環境保全に向けた取組もあわせて進めていく必要があります。

基本目標Ⅲ「やすらぎとおいしいのある快適な環境の創造」に関する施策

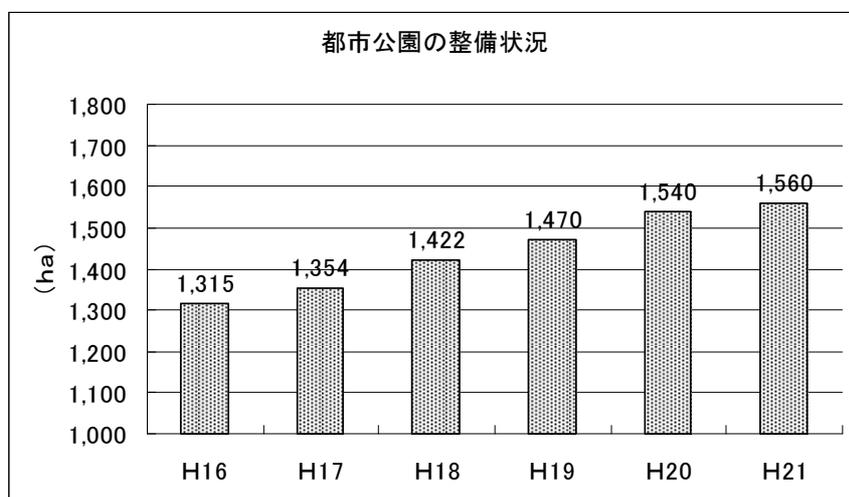
(1) 身近な自然環境の保全・再生

生活・活動エリア等、身近な自然環境の保全をはかるため、工場緑化の推進や都市公園の整備に取り組み、都市計画区域内における 2009年度(平成21年度)人口一人あたりの都市公園面積(9.41㎡)は、年々増加し、全国水準(約9.7㎡)に比べてもほぼ同程度となっています。また、樹林地、草地、水辺地等、都市における緑地の適正な保全と緑化の推進方策に関する目標や講ずる施策について定める「緑の基本計画」については、市町マスタープランと適合をはかる必要があり、市町の合併に伴う市町マスタープランの改定とともに、「緑の基本計画」の改定・策定を行うよう市町を支援していく必要があります。

また、身近な野生動植物の生息、生育地の保全・再生をはかるために、親水性のため池や海岸等の整備や藻場・干潟の保全・再生を進めてきていますが、人の生活に身近なエリアでの自然環境の確保には、開発行為との調整や防災対策との両立等も求められ、計画的な整備を進めていく必要があります。

- 削除: 8
- 削除: 0
- 削除: 22
- 削除: 35
- 削除: 35
- 削除: 6
- 削除: るとやや下回って
- 削除: おり
- 削除: いるため
- 削除: 、
- 削除: 引き続き開園区域の拡大をはかります
- 削除: 整備する必要があります

資料15：都市公園面積推移（環境白書）



(2) 良好な景観の形成

三重県では、景観法に基づく「三重県景観計画」を運用するとともに、市町の景観づくりに向けた取組等を支援しており、市町が制定した景観に関する条例等の件数実績も、目標値に着実に近づいています。今後も、住民が主体となって、個性豊かで魅力ある景観まちづくりに取り組めるよう、市町の景観づくりを支援していく必要があります。

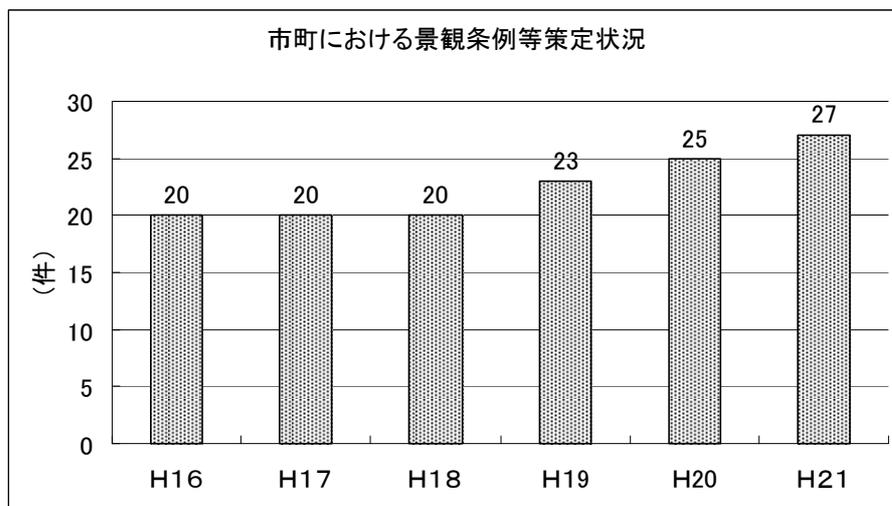
屋外広告物については、「屋外広告物条例」により必要な規制・指導を行っており、違反屋外広告物の是正を継続し、また沿道景観地区の指定による良好な屋外広告物景観の形成をはかる必要があります。

また、「ふるさと・水と土保全対策事業」等により、棚田の保全活動等、農山漁村景観の維持・創造に向けた取組を進めていますが、こうした活動を持続的に行うには、地域内外からの人的・資金的支援も必要であり、そのしくみづくりが求められます。

さらに、里地里山※を守るための取組として活動団体を支援してきましたが、今後もお一層の取組主体の拡大を**はか**っていく必要があります。

削除: 図

資料16：市町における景観条例等策定状況



(3) 歴史的・文化的環境の保全

歴史的、文化的景観の保全をはかるため、特に重要な文化財については、国および県指定文化財※への指定あるいは国の登録有形文化財への登録がなされるよう取組を進め、保護の基盤を整えています。その上で定期的に巡視調査を行い、状況を把握するとともに、経年変化による劣化や損傷に対しては所有者等への保護管理指導を行うほか、保護措置が必要な場合は当該文化財の保護事業に補助するなど、文化財の保存と活用への支援を進めてきました。

また、埋蔵文化財※については、開発事業者との調整から現状保存が困難となる場合は記録保存を行い、その調査結果の公開を進め、学校教育や生涯学習への活用を支援しました。

今後は文化財を適切に保存していくため、重要な文化財については指定等を進め、状況を把握して保護管理指導を行うとともに、文化財を地域の**人ひと**が活用してまちづくりに生かすような活動や、次世代を担う子どもたちにも働きかけるような活動をさらに支援していく必要があります。

削除: 々

基本目標Ⅳ「自主・協働による環境保全活動の促進」に関する施策

(1) 環境経営の推進

三重県版小規模事業所向け環境マネジメントシステム(M-EMS[※])導入に向けてM-EMS 認証機構と連携した普及啓発等に取り組み、認証取得事業所数の実績は、徐々に目標値に近づいていますが、目標年での達成に向けては、より一層の周知啓発が必要となっています。また、環境・エネルギー関連分野は成長有望分野であるとの観点から、環境対応や環境経営[※]といった低炭素社会への対応を、企業の経営拡大や地域の産業経済の発展にもつなげていく取組が必要です。

市町におけるISO14001[※]の取組については、実質的に環境マネジメントができるしくみが維持されるよう、一定の関与が求められます。

県庁ではISO14001にこれまで取り組んできており、重点目標のオフィスごみ等の削減がはかられてきました。また、所属長のマネジメントのしくみに取り入れられるなど、行政経営と一体となった運営が行われ、グリーン購入[※]やリサイクル推進条例の運用等にも反映されました。しかし、目標値に未達成項目もあるなど、今後もなお一層の取組を図っていく必要があります。

資料17：環境方針重点目標の達成状況

項目	基準 (18・19年度 実績平均)	21年度 目標 (△2%)	21年度 実績	目標 達成 状況
①庁内オフィスごみ(トン)	970.1	936.2	861.9	○
②コピー用紙使用量(トン)	694.5	670.2	707.1	×
③温室効果ガス(トン-CO2)	—	—	—	—
・電気使用	7,625	7,021 [※]	7,180	×
・公用車の燃料使用	1,953	1,875	1,824	○

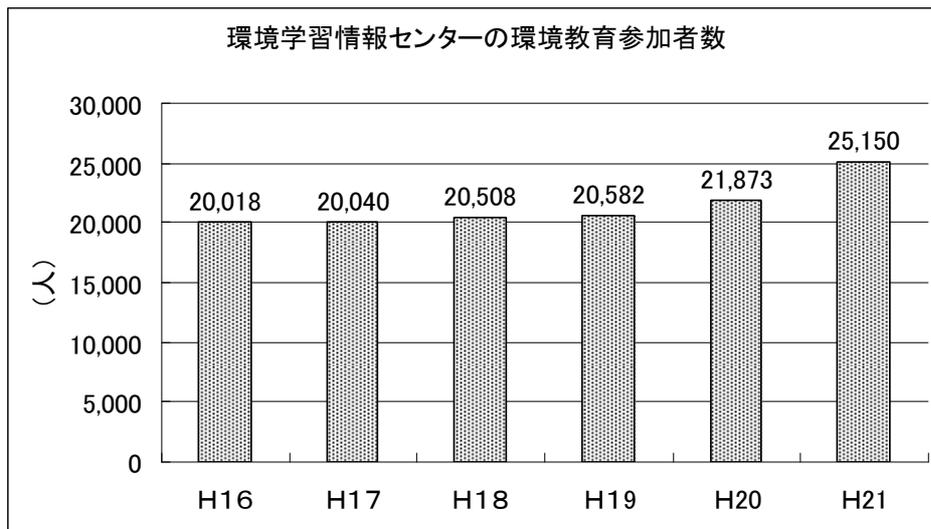
※基準の算定にあたっては、H20年度における県庁ISO14001対象組織の、H18・19年度実績の平均としています。

(2) 環境学習・環境教育[※]の推進

環境教育参加者数の実績はすでに目標を達成していますが、今後もすべての人が環境負荷の少ない行動を自ら進んで行うには、より一層の環境学習・環境教育を進めていく必要があります。とりわけその中核的な拠点である、三重県環境学習情報センターにおいて指定管理者制度を活用し、積極的な環境学習活動の展開をはかる必要があります。

また学校現場においても、学校環境デーを中心に、各教科や総合的な学習の時間等を活用し、今後も引き続き学校における教育活動のあらゆる場面で環境教育の機会を設けていくことが重要です。

資料18：三重県環境学習情報センターの環境教育参加者数



(3) 国際的な環境保全活動への協力・貢献

2009年度(平成21年度)環境保全技術移転研修受講者の満足度(92%)は、当該年度の目標値(89%)に達しており、一定の成果を挙げていますが、中国河南省からの研修員の受け入れ数は、毎年限られており、国際的な環境保全への取組については、これまでの研修事業の成果をもとに研修内容も含め、再検討する必要があります。また(財)国際環境技術移転研究センター(ICETT)*のこれまでの蓄積を十分に生かせるような取組を今後検討していく必要があります。

削除: 活

資料19 産業公害防止技術研修実績

年度	事業名	実施期間	研修人数(名)	実施場所
16	(環境法令、規制の制定と実施)	H16. 11. 8~11. 25 (18日間)	2	ICETT
	(水質汚染防止対策技術)	H17. 3. 7~3. 12 (6日間)	省、市政府職員80	河南省洛陽市、安陽市
17	(大気汚染防止対策技術)	H17. 10. 4~10. 21 (18日間)	2	ICETT
	(大気汚染防止対策技術)	H17. 11. 14~11. 19 (6日間)	省、市政府職員70	河南省開封市、安陽市
18	(水質汚染防止対策技術)	H18. 8. 7~8. 12 (6日間)	省、市政府職員90	河南省鄭州市、洛陽市、焦作市
	(水質汚染防止対策技術)	H18. 10. 10~10. 31 (22日間)	3	ICETT
19	(土壌汚染防止対策技術)	H19. 7. 30~8. 4 (6日間)	省、市政府職員108	河南省鄭州、開封、焦作市
	(土壌汚染防止対策技術)	H19. 10. 18~11. 8 (22日間)	3	ICETT
20	(固形廃棄物処理技術)	H20. 7. 28~8. 2 (6日間)	省、市政府職員78	河南省内
	(固形廃棄物処理技術)	H20. 10. 14~11. 4 (22日間)	3	ICETT
21	(大気汚染防止技術、汚染物質の排出総量規制)	H22. 3. 22~3. 27 (6日間)	省、市政府職員58	河南省内
	(大気汚染防止技術、汚染物質の排出総量規制)	H21. 10. 27~11. 17 (22日間)	3	ICETT
平成17~21年度(17年間)		ICETTでの受入研修 延べ417日間	60名	

資料20 JICA互いの樹技術協力事業実績

年度	内容	実施期間	研修人数(名)	実施場所
テーマ: 地域資源を活かした協働による環境教育				
17	(環境教育の基礎情報の習得と枠組みの検討)	H17. 12. 5~12. 17 (13日間)	3	ICETT
	(環境教育セミナー、今後の事業展開への意見交換・現地調査)	H18. 3. 13~3. 18 (6日間)	省、市政府職員70	河南省鄭州市、新郷市、安陽市
18	(モデル地区における基礎計画策定に必要となる知識習得)	H18. 11. 13~11. 25 (13日間)	4	ICETT
	(基礎計画の確認と具体的計画策定に関する意見交換)	H19. 3. 5~3. 10 (6日間)		河南省鄭州市、安陽市、洛陽市、焦作市
19	(行動計画の策定に向けての研修)	H19. 9. 25~7. 7 (13日間)	4	ICETT
	(成果確認、今後の普及のための意見交換会)	H19. 11. 12~11. 17 (6日間)		河南省鄭州市、安陽市、洛陽市、焦作市
テーマ: 市民の環境意識向上を目指す環境教育				
20	(事業目的の確定、計画の検討、現地調査)	H20. 7. 28~8. 2 (6日間)		河南省鄭州市、新郷市、許昌市
	(計画の進め方、事例研修)	H20. 11. 5~11. 13 (9日間)	17	ICETT
21	(知識・実務の研修・セミナー、成果の確認、意見交換)	H22. 3. 22~3. 27 (6日間)		河南省鄭州市、洛陽市、開封市
	(実務演習、計画の進め方、事例研修)	H21. 12. 14~12. 22 (9日間)	18	JICA中部
平成17~21年度6年間		ICETTでの受入研修 延べ57日間	48名	

第一次計画による施策分野別の主な取組と数値目標の達成状況

(基本理念) (基本目標の区分)

(施策分野)

(施策区分)

(主な取組)

県民が健康で文化的な生活を営むうえで欠くことのできない良好な環境を確保し、これを将来の世代に継承していくこと

I 環境への負荷が少ない資源循環型社会の構築

(1)廃棄物対策の推進	ア ごみゼロ社会づくりの推進	レジ袋有料化の取組などモデル事業の実施。廃棄物会計等を活用した市町ごみ処理システムの最適化の取組。ごみゼロキャラクター等を活用した啓発活動等。	一般・産業廃棄物の最終処分量(千t/年)	実績値(2009年度) (速報値) 200	目標数値(2010年度) 208	当該年度の達成状況 A
	イ 産業廃棄物の適正処理・再生利用の推進	多量排出事業者等の産業廃棄物適正管理計画の策定を指導。三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例の制定。				
	ウ 産業廃棄物の不法投棄等不適正処理の是正・未然防止の推進	不法投棄等の未然防止に向けた監視活動。環境修復など不適正処理事業対策の推進。				
(2)地球温暖化の防止	ア 温室効果ガス削減対策の推進	産業部門における地球温暖化対策計画策定事業所に対するフォローアップ等。家庭部門における「みえのエコポイント」の実施等。	温室効果ガス排出量の基準年度(1990)比(%)	実績値(2009年度) 2007年度 +17.5	目標数値(2010年度) 2008年度 +3.3	当該年度の達成状況 D
	イ エネルギーの適正利用の推進	地球温暖化防止活動推進員による家庭における省エネ活動の推進等の普及啓発。				
	ウ 新エネルギーの導入促進	「三重県新エネルギービジョン」に基づく県民への情報提供や事業者等への取組の支援。				
(3)大気環境の保全	ア 大気汚染の防止	工場等への立入検査による排出基準遵守等の指導。アスベスト使用の建築物解体現場等での作業基準の遵守状況の確認。	環境基準を達成した大気環境測定局の割合(%)	実績値(2009年度) 96.4	目標数値(2010年度) 96	当該年度の達成状況 A
	イ 自動車環境対策の推進	自動車NOx・PM法に基づき策定した「三重県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」に基づく施策の実施。天然ガス自動車購入、窒素酸化物・粒子状物質除去両方装置の導入、天然ガス自動車への改造支援。				
	ウ 騒音・振動の防止	「騒音規制法」及び「振動規制法」に基づく地域の指定、規制対象工場・事業場の立入検査。				
	エ 悪臭の防止	「悪臭防止法」に基づく地域の指定、地域内の工場等に対する規制。				
(4)水環境の保全	ア 水質汚濁の防止	公共用水域及び地下水の水質の常時監視。工場・事業場排水の監視・指導。第6次水質総量規制に基づく、伊勢湾の汚濁負荷量(COD、窒素、りん)の削減。多様な主体との連携による伊勢湾再生の取組。	水浴びや水遊びができる程度に水質(BOD2mg/l以下)が維持又は浄化されている河川の水域割合(%)	実績値(2009年度) 87	目標数値(2010年度) 93	当該年度の達成状況 B
	イ 生活排水対策の推進	「生活排水処理アクションプログラム」に基づく下水道、集落排水施設、浄化槽等の生活排水処理施設の整備。				
	ウ 水資源の適正利用	下刈りや除間伐等をはじめとする森林整備。				
(5)化学物質に起因する環境リスク対策の推進	ア 有害化学物質対策の推進	有害物質、ダイオキシン類の環境調査。	工場・事業場のダイオキシン類に関する排出基準適合率(%)	実績値(2009年度) 100	目標数値(2010年度) 100	当該年度の達成状況 A
	イ 化学物質の適正管理の推進	PRTR法に基づき化学物質を取り扱う事業所に対し環境中へ排出される量等の届出を指導。				
	ウ 土壌・地下水汚染対策の推進	「三重県生活環境の保全に関する条例」に基づく土壌・地下水調査の実施についての監視・指導。汚染等の届出事案に対して現地確認を実施。				

II 人と自然が共にある環境の保全

(1)生物の多様性の確保(多様な自然環境の保全)	ア すぐれた自然の保全	自然環境保全地域の指定。	多様な自然環境の保全面積(ha)	実績値(2009年度) 53,552	目標数値(2010年度) 53,559	当該年度の達成状況 A
	イ 里地里山等の保全	県民の自主的な里山等の保全活動を認定する「里地里山保全活動計画」。				
	ウ 水辺環境の保全	ため池等の農業利水施設を活用した親水公園等の整備。生態系や景観に配慮した河川、海岸整備の実施。				
	エ 貴重・希少な野生動物植物の保護	「三重県レッドデータブック2005」の策定。ホームページ「みえの自然楽校」等による希少生物情報の提供や種の保全のための普及啓発。県民や関係機関と共同して行った保全パトロールや保全活動。				
	オ 地域の生態系の保全	希少野生動物植物監視地区の指定。鳥獣保護区等の設定。移入種対策の推進。				
(2)自然とのふれあいの確保	ア 自然公園等の整備・活用	自然公園利用施設の施設整備や維持管理。森林公園の維持管理及び利用の促進。	自然とのふれあいの場の満足度(点)	実績値(2009年度) 61.8	目標数値(2010年度) 64	当該年度の達成状況 B
	イ 森林・水辺等の保全・活用	温泉の保護や利用の適正化を図るための行政検査。				
(3)森林・農地・沿岸海域の環境の保全	ア 森林環境の保全	環境林における強度間伐による林内環境の改善など公益的機能が継続的に発揮される森林づくり。生産林における比較的林齢の高い本県の森林状況に応じた高齢林での間伐促進。	県内の民有林で行われる年間の間伐実施面積(ha)	実績値(2009年度) 9,782	目標数値(2010年度) 8,000	当該年度の達成状況 A
	イ 農地環境の保全	みえの安全・安心農業生産推進方針に基づく環境に配慮した農業の推進等。地域住民や学校、NPO等の連携による農地・農業用水等の保全・活用の促進。				
	ウ 沿岸海域環境の保全	漁場環境の変動把握のための水質調査、藻場調査等の実施(～H20)。多様な主体の参画による藻場・干潟の保全活動の促進、藻場・干潟の造成。				

III やすらぎとうるおいのある快適な環境の創造

(1)身近な自然環境の保全・再生	ア 身近な緑や水辺、海辺の保全・再生・創出	身近な緑化活動や緑の募金活動に取り組む団体等と連携し、県民の緑化意識の高揚の促進。	都市計画区域内人口1人あたりの都市公園面積(m ² /人)	実績値(2009年度) 9.35	目標数値(2010年度) 9.35	当該年度の達成状況 A
	イ 身近な野生動物植物の生息・生育地の保全・再生	水辺等の自然生態系を保護し、野生動物植物の生息域を確保しつつ事業を進めるため溪流環境整備計画を策定。				
(2)良好な景観の形成	ア 都市景観の保全・創出	「三重県景観づくり条例」、「三重県景観計画」の策定及び運用。「三重県屋外広告物条例」の運用。	市町、県が制定した景観に関する条例等の件数(件)	実績値(2009年度) 27	目標数値(2010年度) 29	当該年度の達成状況 A
	イ 農山漁村景観の保全・復元	市町やNPO、農山漁村地域住民、都市住民と連携した農山漁村の文化、景観の維持創造活動。				
	ウ 良好な郷土景観の形成	市町における景観形成の促進。景観形成に関する普及・啓発の実施。地域特性を生かした景観まちづくりの実践。				
(3)歴史的・文化的環境の保全	ア 歴史的・文化的環境の保全	指定文化財等の適正な保存とその活用をはかるため、所有者等が行う文化財保護事業に対して支援を実施。	活かそう地域文化財提案事業参加者数(人)	実績値(2009年度) 15,982	目標数値(2010年度) 15,000	当該年度の達成状況 A

IV 自主・協働による環境保全活動の促進

(1)環境経営の促進	ア 事業者の環境経営の促進	三重県版小規模事業所向け環境マネジメントシステム(M-EMS)やISO14001の普及啓発。「日本環境経営大賞」における、先進企業の表彰、環境経営サロンの開催などを通じた環境経営の普及。	環境マネジメントシステム導入事業所数(事業所)	実績値(2009年度) 1,205	目標数値(2010年度) 1,275	当該年度の達成状況 A
(2)環境教育の充実による環境保全活動の促進	ア 環境教育・環境学習の推進	県民に開かれた環境学習、環境情報の発信拠点とする環境学習情報センターを中心に、市町、企業等と連携した環境講座、出前講座、指導者養成講座などを実施。	環境教育参加者数(人)	実績値(2009年度) 25,150	目標数値(2010年度) 22,500	当該年度の達成状況 A
	イ 地域における環境保全活動の促進	県民の自主的な環境保全取組を促進するため、「みえ環境活動賞」の応募、審査、表彰を行い、優れた取組をホームページを通じて普及。				
(3)国際的な環境保全活動への協力・貢献	ア 国際的な環境協力・貢献の推進	中国河南省の環境保護庁職員への受入研修と河南省で現地セミナーを開催。	環境保全技術移転研修受講者の満足度(%)	実績値(2009年度) 92	目標数値(2010年度) 90	当該年度の達成状況 A

区分の基準(進捗率):A=100%以上、B=85%以上100%未満、C=75%以上85%未満、D=70%未満

2 三重県環境基本計画策定の経緯等

(1) 三重県環境審議会等での調査審議の経過

平成22年	1月21日	三重県環境審議会へ新三重県環境基本計画について諮問
	同日	環境基本計画部会を設置
	2月8日	第1回基本計画部会を開催
	5月20日	第2回基本計画部会を開催
	8月2日	第3回基本計画部会を開催
	8月31日	第4回基本計画部会を開催 (三重県環境基本計画中間案のとりまとめ)
	9月3日	三重県環境審議会へ三重県環境基本計画中間案を報告
	10月4日	県議会、生活文化環境森林常任委員会へ 三重県環境基本計画中間案を報告
	10月15日～11月15日	三重県環境基本計画中間案を縦覧
	10月15日～10月29日	8カ所で市町説明会を開催
平成23年	1月19日	第5回基本計画部会を開催 (三重県環境基本計画案のとりまとめ)
	1月28日	三重県環境審議会へ 環境基本計画部会の調査検討結果を報告

(2) 三重県環境審議会環境基本計画部会委員

氏名	所属・役職
青木 民夫	三重県森林組合連合会 代表理事会長
◎井村 秀文	名古屋大学大学院 環境学研究科教授
○太田 清久	三重大学大学院 工学研究科教授
加藤 博和	名古屋大学大学院 環境学研究科准教授
園田 幸男	津文化協会 副理事長
谷村 篤	三重大学大学院 生物資源学研究科教授
生川 好彦	三重県環境審議会委員、専門委員
細川 真宏	中部地方環境事務所 統括環境保全企画官
山田 佳廣	三重大学大学院 生物資源学研究科教授

(◎部会長、○副部会長、委員名は五十音順)

(3) 三重県環境審議会委員

(平成22年1月21日～)

氏名	所属・役職
青木 民夫	三重県森林組合連合会 代表理事会長
青木 美江子	J A津安芸 経営管理委員(平成22年10月16日～)
栗屋 かよ子	四日市大学環境情報学部教授(～平成22年10月15日)
池田 千慧子	三重県消費者団体連絡協議会 理事(平成22年10月16日～)
市原 佐保子	三重大学 地域イノベーション学研究科准教授(平成22年10月16日～)
井ノ口 輔胖	三重県商工会議所連合会 専務理事
内田 淳正	三重大学長
馬岡 晋	三重県医師会 理事
太田 琳美	三重県消費者団体連絡協議会(～平成22年10月15日)
奥谷 浩	弁護士(～平成22年10月15日)
加藤 征三	三重大学 特命学長補佐
川岸 光男	三重県市長会長
木村 京子	公葬(平成22年12月1日～)
木村 夏美	三重弁護士会推薦弁護士(平成22年10月16日～)
佐々木 史郎	三重県商工会連合会 専務理事
佐藤 均	三重県町村会長
田島 雅敏	中部経済産業局資源エネルギー環境部 環境・リサイクル課長
田中 晶善	三重大学大学院 生物資源学研究科長
田中 正一	公葬
鶴田 利恵	四日市大学 経済学部准教授
中嶋 年規	三重県議会議員
長田 隆尚	三重県議会議員
永富 洋一	三重県漁業協同組合連合会 代表理事会長
生川 好彦	公葬(～平成22年11月30日)
西場 康弘	三重県経営者協会 理事・事務局長
野口 佳子	三重県農業協同組合中央会 J Aみえ女性連絡会議会長(～平成22年10月15日)
畑中 英樹	公葬(～平成22年11月30日)
朴 恵淑	三重大学 学長補佐・人文学部教授
藤倉 まなみ	桜美林大学 教授(平成22年10月16日～)
細川 真宏	中部地方環境事務所 統括環境保全企画官
牧田 直子	四日市大学 環境情報学部准教授
丸山 淳子	鈴鹿医療科学大学医工学部臨床工学科教授(～平成22年10月15日)
水谷 正美	三重県議会議員
村田 真理子	三重大学大学院 医学系研究科 教授
吉岡 正之	公葬(平成22年12月1日～)
吉川 秀治	日本労働組合総連合会三重県連合会 副事務局長
吉本 敏子	三重大学 教育学部教授

「委員名は五十音順、敬称略」

3 三重県環境基本計画（中間案）に対する県民意見の概要

4 三重県環境基本条例

(平成七年三月十五日 三重県条例第三号)

私たち三重県民は、県土にはぐくまれてきた豊かな自然環境と先人たちの残してきた歴史的文化的な遺産や生活環境を誇りに思い、再び四日市公害の轍^{てつ}を踏まないとの決意を持って、健全で恵み豊かな環境を県民共有の財産として保全し、これから生まれてくる子供たちに引き継ぐことを目指すものである。

さらに、私たちは、人は環境の創造物であるとともに環境の創出者であり、多様な生態系の中で生きているということを理解し、私たち自身の営みによって地域環境のみならず地球環境を傷つけている現状を深く反省し、安全で安心できる恵み豊かな環境を念願し、生命の尊厳を深く自覚しつつ、参加と協働の精神を高く掲げ、私たちの経験と技術を生かして世界の人々と共に環境を守ることを決意した。

そもそも、私たちは、良好で快適な環境を享受する権利を有しているとともに、健全で恵み豊かな環境を保全し、将来の世代に残していく義務を負っている。

この認識の下に、私たち三重県民は、持続的発展が可能な社会を構築し、生態系の均衡を保持し、快適な環境を確保するとともに、環境を健全で恵み豊かなものとして維持継承するために、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに県、事業者及び県民の責務並びに県と市町との協働を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本的な事項を定めることにより、これに基づく施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに県民の福祉に貢献することを目的とする。

一部改正〔平成一二年条例六五号・一七年六七号〕

(定義)

第二条 この条例において「環境の保全」とは、健康で安全かつ快適な生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその成育環境を含む。以下同じ。）、良好な自然環境その他の健全で恵み豊かな環境を保持し、及び保護するとともに、環境水準の向上を図ることをいう。

2 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

3 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のた

めの土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第三条 環境の保全は、県民が健康で文化的な生活を営むうえで欠くことのできない良好な環境を確保し、これを将来の世代に継承していくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全は、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用その他の環境の保全に関する行動により持続的発展が可能な社会を築き上げることが目的として、すべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的な取組みにより行われなければならない。

3 環境の保全は、人の活動によって失われつつある生態系の均衡を保持し、及び県民生活に欠くことのできないやすらぎとうるおいのある快適な環境を確保することを目的として、すべての者の英知を集めて行われなければならない。

4 地球環境の保全は、我が県の経験と技術を生かして、国際的な協調の下に積極的に推進されなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条に定める環境の保全についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、基本理念にのっとり、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全について配慮しなければならない。

3 県は、基本理念にのっとり、環境の保全に関する施策について、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めなければならない。

(事業者の責務)

第五条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物になった場合に、その適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずる責務を有する。

3 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら最大の努力をするとともに、県又は市町が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

5 事業者は、市町長等と環境の保全に関する協定を締結するように努めなければならない。この場合において、協定を締結した事業者は、協定書の写しを添えて知事に報告しなければならない。

一部改正〔平成一二年条例六五号・一七年六七号〕

(県民の責務)

第六条 県民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、県民は、基本理念にのっとり、環境の保全に自ら努めるとともに、県又は市町が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

一部改正〔平成一二年条例六五号・一七年六七号〕

（県と市町との協働）

第七条 県は、市町に対し、基本理念にのっとり、県と協働して環境の保全に関し、県の施策に準じた施策及び当該市町の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施することを求めるものとする。

追加〔平成一二年条例六五号〕、一部改正〔平成一七年条例六七号〕

第二章 環境の保全に関する基本的施策

（施策の策定等に係る基本方針）

第八条 環境の保全に関する施策の策定及び実施は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項の確保を旨として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に行われなければならない。

一 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるように、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。

二 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られること。

三 森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。

四 人と自然の豊かな触れ合いが保たれること。

五 歴史的文化的な遺産が保全されること。

六 良好な景観が保全されること。

（環境基本計画）

第九条 知事は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 環境の保全に関する目標、施策の方向及び配慮の指針

二 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ三重県環境審議会及び市町長の意見を聴き、議会の議決を経なければならない。

4 知事は、環境基本計画を定めるに当たっては、県民の意見を反映することができるように、必要な措置を講ずるものとする。

5 知事は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前三項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

一部改正〔平成一三年条例四七号・一七年六七号〕

（年次報告書）

第十条 知事は、毎年、環境の状況並びに知事が環境の保全に関して講じた施策及び講じようとする施策を明らかにした報告書を作成し、公表しなければならない。

（環境影響評価の促進等）

第十一条 県は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に伴う環境への影響についてあらかじめ自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、工場又は事業場の新設又は増設を行おうとする事業者が、あらかじめその事業活動に係る公害の防止について適正に配慮することを促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

（規制の措置）

第十二条 県は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し、必要な規制の措置を講じなければならない。

2 県は、自然環境の保全を図るため、自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講じなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、県は、環境の保全上の支障を防止するため、必要があると認めるときは、規制の措置を講ずるように努めるものとする。

（経済的措置）

第十三条 県は、環境への負荷を生じさせる活動又は生じさせる原因となる活動（以下この条において「負荷活動」という。）を行う者が、その負荷活動に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他適切な措置を採ることを助長することにより環境の保全上の支障を防止するため、負荷活動を行う者にその者の経済的状況を勘案しつつ必要かつ適正な経済的な助成を行うように努めるものとする。

2 県は、負荷活動を行う者に対して適正かつ公平な経済的負担を課すことによりその者が自らの行為に係る環境への負荷の低減に努めることとなるように誘導する措置について調査及び研究を行うとともに、その措置を講ずる必要がある場合には、これにより環境の保全上の支障を防止することについて県民の理解と協力を得るように努めるものとする。

（環境の保全に関する事業の推進）

第十四条 県は、緩衝地帯の設置その他の環境の保全上の支障を防止するための事業及び下水道等の公共的な処理施設の整備その他の環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

3 前二項に定めるもののほか、県は、県の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たって、環境への負荷の低減を図るための施設の整備等に努めるものとする。

（快適な環境の保全）

第十五条 県は、水と緑に親しむことができる生活空間、歴史的文化的な遺産、良好な景観その他の快適な環境を保全するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（環境の保全に関する教育及び学習の振興）

第十六条 県は、環境の保全に関する教育及び学習の振興を図ることにより、事業者及び県民が環境の保全についての理解を深めるとともにこれらの者の環境の保全に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

（資源の循環的な利用等の促進）

第十七条 県は、環境への負荷の低減を図るため、事業者及び県民が行う資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用並びに廃棄物の減量及び適正処理が促進されるようにするため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（自発的な活動の促進）

第十八条 県は、事業者、県民又はこれらの者で構成する民間の団体（以下「民間団体」という。）が自発的に行う環境の保全に関する活動が促進されるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

（情報の提供）

第十九条 県は、環境の保全に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ環境の状況その他の環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

2 前項に定めるもののほか、県は、現に公害を受けている者又は受けていると思う者に対し、公害の状況に関する情報を適切に提供するため、必要な措置を講ずるものとする。

（調査の実施等）

第二十条 県は、環境の保全に関する施策の策定に必要な調査を実施するとともに、環境の保全に関する科学技術の振興を図るため、試験研究の体制の整備、研究開発の推進及びその成果の普及その他の必要な措置を講ずるものとする。

（監視等の体制の整備）

第二十一条 県は、環境の状況を的確に把握するために必要な監視、測定、試験、検査等の体制の整備に努めるものとする。

（公害に係る紛争の処理等）

第二十二条 県は、公害に係る紛争について迅速かつ適正な解決を図るとともに、公害に係る被害者の救済を円滑に実施するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地球環境の保全）

第二十三条 県は、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境の保全に資するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

2 県は、国際機関、国、他の地方公共団体、事業者、県民、民間団体等と協力し、開発途上にある海外の地域の環境の保全に資するための情報の提供その他の地球環境の保全に関する国際協力を推進するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 環境の保全に関する施策の推進

（推進体制の整備）

第二十四条 県は、その機関相互の緊密な連携及び施策の調整を図り、環境の保全に関する施策を推進するための体制を整備するものとする。

2 県は、市町、事業者、県民、民間団体等の参加及びこれらのものとの協働により、環境の保全に関する施策を推進するための体制を整備するものとする。

一部改正〔平成一七年条例六七号〕

（財政上の措置）

第二十五条 県は、環境の保全に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるように努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成七年四月一日から施行する。

(三重県公害防止条例の一部改正)

2 ～3 略

附 則 (平成十二年七月十三日三重県条例第六十五号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成十三年三月二十七日三重県条例第四十七号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成十三年四月一日から施行し、同日以降に策定される計画について適用する。

附 則 (平成十七年十月二十一日三重県条例第六十七号)

この条例は、平成十八年一月十日から施行する。

5 用語解説

英数字

BOD(生物化学的酸素要求量)

水中の有機物が微生物により分解されるときに消費される酸素の量をいいます。一般にBODが大きいと、その水の有機物による汚濁が進んでいることを示します。BODは河川の水の汚染状況をあらわすのに用いられます。

COD(化学的酸素要求量)

水の汚染度を示す指標で、水中の有機性物質などを酸化剤(過マンガン酸カリウム)で酸化し、その際に消費される酸素量であらわします。数値が高いほど汚染が進んでいます。CODは海河および湖沼の水の汚染状況をあらわすのに用いられます。

CSR(企業の社会的責任)

シーエスアール 【英】Corporate Social Responsibility

企業は社会的な存在であり、自社の利益、経済合理性を追求するだけでなく、利害関係者(ステークホルダー)全体の利益や環境等への配慮を組み込み行動するべきであるとの考え方。環境保護のみならず、行動法令の遵守、人権擁護、消費者保護などの分野についても責任を有するとされています。

ISO14001(環境マネジメントシステム)

環境に関する経営方針や計画を立て、実施し、点検し、是正するという手順を体系的、継続的に実行していくことにより、企業等の組織が環境に与える影響を改善するためのしくみ(環境マネジメントシステム)の代表的なものです。

NPO(Non-Profit Organization)

教育、文化、医療、福祉、環境保全等、さまざまな社会的活動を行う非営利、非政府の民間組織のことをいいます。また、ほぼ同義の用語としてNGO(Non-Governmental Organization)がありますが、営利を目的としないことや、利潤を分配しないことを強調するときにNPOが使われ、政府からの独立を強調するときにNGOが使われます。また、国境にとらわれないという意味から、民間国際援助団体のことをNGOという場合もあります。

PCB(ポリ塩化ビフェニル)

水に溶けない、科学的に安定、絶縁性に優れる、沸点が高い等の特性を持つ有機塩素化合物で、コンデンサー(蓄電器)等の絶縁体、印刷インキ等に使用されていましたが、1970年頃から健康および環境への有害性が問題となり、1972年に生産が中止されました。すでに出回っているトランス(変圧器)、コンデンサー等は、製造業者や事業所が保管することになっており、平成28年までに適正に処分することが義務づけられています。

PRTR(Pollutant Release and Transfer Register)

「環境汚染物質排出・移動登録制度」の略称で、指定された環境汚染物質の排出量と移動量を事業所が報告し、国が集計、公表する法的なしくみのことをいいます。1992年の「環境と開発に関する国連会議(地球サミット)」で採択されたアジェンダ21の中で、化学物質のリスク低減の手法として有害化学物質の排出や移動を管理する制度の必要性が指摘され、日本では1999年に「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(PRTR法)」が制定されました。

RDF (Refuse Derived Fuel)

生ごみ、紙、プラスチック等の一般廃棄物を破碎し、石灰を混合して固形化した燃料のことをいいます。

3R

「リデュース (Reduce=ごみの発生抑制)」「リユース (Reuse=再使用)」「リサイクル (Recycle=再生利用)」の頭文字を取った廃棄物処理やリサイクルの優先順位の総称のことです。

あ行 **移入種**

もともとは地域に生息、生育していなかった動植物種で、人為的に地域外から持ち込まれたものが、自然界に定着した種のことをいいます。三重県では、自然環境保全条例により、生態系に著しく支障を及ぼすおそれのある移入種をみだりに放ち、植栽し、種子をまくことが禁止されています。

イノベーション

単に「技術革新」の意味だけでなく、これまでのモノ・しくみ等に対して、全く新しい技術や考え方を取り入れて新たな価値を生み出し、社会的に大きな変化を起こすことをいいます。

インセンティブ

やる気を起こさせるような刺激のことをいいます。

エコツーリズム

自然や人文環境を損なわない範囲で、自然観察や先住民の生活や歴史を学ぶ、新しいスタイルの観光形態をいいます。

屋外広告物沿道景観地区

良好な景観の維持およびその形成を積極的に推進するため、その地域の特性に応じた、通常とは異なる規制基準を適用する道路及びその沿道の地区をいいます。

温室効果ガス

太陽光線によって暖められた地表面から放射される赤外線を吸収して大気を暖め、一部の熱を再放射して地表面の温度を高める効果をもつ気体のことをいいます。この濃度が高くなることにより気温が上昇する現象が地球温暖化。京都議定書では、二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)、パーフルオロカーボン類(PFCs)、六ふっ化硫黄(SF₆)の6種類とされています。

か行

カーボン・オフセット

日常生活や企業活動等において避けることのできない温室効果ガスの排出について、できるだけ排出量が減るように削減努力を行い、どうしても排出される温室効果ガスについては排出量に見合った削減活動に投資すること等で、排出される温室効果ガスを埋め合わせるという考え方をいいます。

合併処理浄化槽

水洗し尿および生活雑排水(厨房排水、洗たく排水等)と一緒に沈でん分離、微生物の作用による腐敗または酸化分解等の方法によって処理し、それを消毒し、放流する施設をいいます。従前は水洗し尿のみを処理する施設(単独処理浄化槽)と、水洗し尿および生活雑排水と一緒に処理する施設(合併処理浄化槽)がありましたが、現在の定義は浄化槽といえ、合併処理浄化槽を示します。

環境影響評価制度(環境アセスメント制度)

事業者自らが、事業の実施が環境に及ぼす影響を事前に調査、予測および評価をするとともに、環境の保全のための措置を検討し、この措置が行われた場合における環境に及ぼす影響を総合的に評価する制度をいいます。

環境学習・環境教育

環境に関心を持ち、環境に対する人間の責任と役割を理解し、環境保全活動に参加する態度や問題解決に資する能力を育成するための学習および教育をいいます。学習者、参加者の視点から見た場合は「環境学習」、実施者、行為者の視点から見た場合は「環境教育」と用いますが、環境基本計画では、双方からの取組を進めていくとの観点から「環境学習・環境教育」と列記し、一つの用語として用いています。

環境基準

人の健康を保護し、生活環境を保全する上で確保されることが望ましい基準のことをいいます。現在、環境基本法(ダイオキシン類についてはダイオキシン類対策特別措置法)に基づき、大気汚染、公共用水域および地下水の水質汚濁、水底の底質(ダイオキシン類のみ)、騒音、航空機騒音、新幹線鉄道騒音及び土壌汚染に係る環境基準が定められています。

環境経営

企業や行政の事業活動の中で、環境への対応を具体化する等、環境保全への取組を明確に位置づけ、経営者の意思決定に反映させると同時に環境に配慮した行動をとっていく経営をいいます。

環境調整システム

三重県が実施する一定規模以上の開発事業の実施にあたって、その計画段階で環境に対する配慮を全庁的に検討する制度のことをいいます。平成10年度から運用しています。

環境への負荷

人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障(→「生活環境保全上の支障」参照)の原因となるおそれのあるものをいいます。汚染物質等が排出されることによるもの、動植物等の自然物が損傷されることによるもの、自然の景観が変更されることによるもの等があります。

環境リスク

人間活動によって、環境に加えられる環境への負荷が、健康や生態系等に影響を及ぼす危険性をいいます。

環境林

従来の木材生産に特化した「生産林」と区別して、二酸化炭素の吸収、水源のかん養、土壌保全等の効果が最大限発揮され、公益的機能を重視する森林をいいます。

涵養

水が自然に染み込むように、ゆっくと養い育てること。地表の水(雨水や河川水)が地下の帯水層に浸透し、地下水が供給されることをいいます。

京都議定書

1997年に京都で開催された「気候変動に関する国際連合枠組条約第3回締約国会議(COP3)」において採択された議定書をいいます。世界で増え続ける温室効果ガスの排出に歯止めをかけるために締約国における2008～2012年にかけて排出量の削減目標が定められたほか、吸収源の取扱い、排出量取引等の基本的考え方が決められています。

グリーン・イノベーション

環境・資源・エネルギー分野の革新的な技術等の研究開発と成果の実利用・普及のためのシステム転換の一体的推進に加え、新たな発想を活用することによるライフスタイルやビジネススタイルの転換など、生活・地域社会システムの転換及び新産業創出により、環境、資源、エネルギー等の地球環境規模での制約となる課題解決に貢献し、経済と環境の両立により世界と日本の成長の原動力となるものとされています。

グリーン購入

製品やサービスを購入する際、必要性を十分に考慮し、価格や品質、利便性、デザインだけでなく、環境への配慮から、環境への負荷の少ないものを優先して購入することをいいます。

グリーン・ツーリズム

農山漁村地域において、その地域の自然、文化、人々との交流等を楽しむ滞在型の余暇活動をいいます。

光化学オキシダント

大気中の窒素酸化物や炭化水素が太陽の紫外線を受けて化学反応を起こして発生する二次汚染物質で、オゾン、PAN(Peroxy-acetylnitrate)等の酸化物質の総称です。このオキシダントが原因で起こるいわゆる光化学スモッグは、日ざしの強い夏季に多く発生し、目や喉等の粘膜を刺激することがあります。

こどもエコクラブ

小・中学生の子供たちが数人～20人程度の団体を作り、仲間と一緒に地域環境、地球環境に関する学習や具体的な取組活動を展開していくための組織をいいます。

コンプライアンス

法令や社会的取り決め等を守ること。コンプライアンスという場合、法令や社会的取り決め
の文言のみならず、その背後にある精神まで守り、実践することを意味します。

さ行

(財)国際環境技術移転研究センター(ICETT)

日本の優れた環境保全技術や管理手法をもとに、環境問題に苦しむ諸外国、特に開発途上国との環境技術交流を深め、ひいては地球環境保全に貢献することを目的として、1990年に設立された機関で、鈴鹿山麓リサーチパーク(四日市市)に所在しています。

里地里山

居住地域の近くに広がり、かつては薪炭用材や落葉の採取、農業生産などさまざまな人間の働きかけを通じて自然環境が維持、形成されてきた地域のことをいいます。森林、農地、ため池、草地等で構成されており、多様な動植物の生息・生育場所になっています。

産業廃棄物

事業活動に伴って発生した廃棄物のことをいいます。廃棄物の発生量やその物の性質から、環境汚染の原因となりうるものとして、燃えがら、汚泥、廃油、廃アルカリ、廃プラスチック類などの 20 種類が「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で指定されています。

史跡

貝塚、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で、歴史上または学術上価値の高いもののうち指定をしたものです。

自然公園

すばらしい自然の風景地やそれに準ずる地域として、「自然公園法」や「三重県立自然公園条例」により指定された区域のことで、県内では、国立公園 2ヶ所、国定公園 2ヶ所、県立自然公園 5ヶ所が指定されています。自然公園の特別地域内では一定の行為について環境大臣又は知事の許可が必要となります。環境大臣が指定する「国立公園」、「国定公園」と、都道府県知事が指定する「都道府県立自然公園」の 3種類があります。

指定文化財

「文化財保護法」や県条例、市町村条例に基づき、国や県、市町村によって指定された有形文化財、無形文化財、民俗文化財、史跡、名勝、天然記念物、伝統的建造物群をいいます。

自動車NOx・PM法

「自動車から排出される窒素酸化物および粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」の略称です。自動車から排出される窒素酸化物および粒子状物質を削減することを目的として、対策地域を定め、排出基準不適合車の登録の制限等の対策が講じられます。

三重県では、平成 13 年 12 月に、北勢地域の 8 市町（当時）の区域が対象地域に指定されました。

自動車排出ガス測定局

自動車の排出ガスによる大気汚染状況を常時観測する測定局で、現在、県内に 7カ所の自動車排出ガス測定局が設置されています。

臭気指数規制

特定の悪臭物質の濃度で規制する方法(特定悪臭物質規制)とは異なり、人間の嗅覚を用いて悪臭の程度を評価し、規制する方法をいいます。この方法では、悪臭を全体としてとらえるため、複合臭等、物質濃度による規制では対応できない悪臭も規制の対象になります。

循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念をいいます。循環型社会基本法では、第一に製品等が廃棄物等となることを抑制し、第二に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分されることが徹底されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境

への負荷ができる限り低減された社会」としています。

新エネルギー

「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法」において、石油代替エネルギーであって経済性の面から普及が十分でなく、その導入促進をはかることが特に必要なもの、と定義されており、太陽光発電、太陽熱利用、風力発電、バイオマス発電、バイオマス熱利用等が該当します。

親水空間

人が川や水辺に近づき、水に親しむことができる場所(空間)のことをいいます。

生活環境保全上の支障

人の活動に伴って大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が劣化することによって公害その他の人の健康または生活環境に係る被害が生ずることをいいます。なお、「生活環境」とは、社会通念に従って一般的に理解される生活環境に加え、人の生活に密接な関係のある財産または人の生活に密接な関係のある動植物もしくはその生育環境を含みます。

生活排水処理施設

台所、風呂、洗濯等で排出される汚水やトイレからのし尿を含めた生活排水を処理するための施設をいいます。下水道、浄化槽、農・漁業集落排水処理施設、コミュニティプラント(地域し尿処理施設)等があります。

生態系

自然界のある地域に生息、生育する生物とそれらの生活に関与する大気、水、土壌等を一体としてとらえたものをいいます。

生物の多様性(3つの危機)

生態系の多様性(多様な生態系が存在していること)、種間の多様性(種が保全され、個々の生態系が多様な種から構成されていること)、種内(遺伝子)の多様性(同じ種の中にも多様な地域的個体群が存在していること)の3つの考え方からなる概念です。平成4年の地球サミットで採択された「生物の多様性に関する条約」に初めて盛り込まれました。生物多様性を取りまく現状と課題において①人間活動や開発による危機②里地里山等における人間活動の縮小による危機③人間によりもちこまれたものによる危機の3つが指摘されています。

た行

ダイオキシン類

有機塩酸化合物で、水に溶けにくく、蒸発しにくいほか、他の物質とも簡単には反応しない性質を持っている、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン(PCDD)とポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)にコプラナーポリ塩化ビフェニル(コプラナー-PCB)の総称を『ダイオキシン類』と呼んでいます。PCDDs と PCDFs を合わせると 210 種類の化合物があり、毒性があるとされているものは 17 種類です。また、コプラナー-PCBs のうち毒性があるとされているものは 12 種類です。

多自然川づくり

河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域のくらしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育環境および多様な河川景観を保全創出するため、調査から

施行・維持管理に至る、河川管理におけるすべての行為を対象とした川づくりをいいます。

低公害車

従来のガソリン車やディーゼル車に比べて、窒素酸化物、二酸化炭素等の大気汚染物質や地球温暖化物質の排出量や騒音の発生が少ない、または全く排出しない自動車のことをいいます。実用化されている主な車種としては、電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車及び低燃費・低排出ガス車があります。

低炭素社会

平成 19 年 6 月、国で閣議決定された「21 世紀環境立国戦略」によれば、「低炭素社会づくりとは、生活の豊かさの実感と、二酸化炭素排出削減が同時に達成できる社会の実現を目指すもの」であり、「新しい革新的技術の普及等により、環境保全と両立しながら豊かな生活と経済成長が確保できる社会である。」とされています。

天然記念物

動物、植物、地質鉱物で、学術上価値の高いもののうち指定をしたものです。

特別緑地保全地区

都市計画区域内で良好な自然環境を形成している緑地のうち、市町村が都市計画に地域地区の一つとして、その区域を定めた緑地のことをいいます。

電子マニフェスト

産業廃棄物の運搬・処理処分に関して、廃棄物処理の過程を把握することができるように交付する産業廃棄物管理票のことをマニフェストといいます。電子マニフェストは、管理票の代わりに電子情報処理組織を使用して登録するものです。

な行

二酸化硫黄(硫黄酸化物)

石油、石炭等の硫黄を含んだ燃料の燃焼に伴って発生します。高濃度では人の呼吸器や植物等に悪影響を及ぼすほか、酸性雨の原因にもなります。

二酸化窒素(窒素酸化物)

石油、ガス、石炭等燃料の燃焼に伴って発生します。酸性雨や光化学スモッグの原因となり、特に二酸化窒素は濃度が高くなると、人の呼吸器に悪影響を及ぼします。

は行

バイオマス

生物資源(バイオ)の量(マス)をあらわします。

再生可能な生物由来の有機性資源で化石燃料を除いたもの。農林水産物、食品廃棄物、木炭、家畜ふん尿等がこれにあたります。

干潟

河口や内湾近くで潮が引いたときに現れる砂または泥が堆積した場所のことで、海の波浪の影響が少なく、砂泥を供給する河川が流入する場所に存在します。干潟には、陸域から有機物が流入し、これを二枚貝やゴカイ等の底生生物が分解し、また、この底生生物を魚類や水鳥が

餌にするなど、沿岸域の重要な生態系を構成しています。

ほ場整備

昔の農地は区画が小さかったり、形がそろっていない場合が多いため、農地の区画を整理して作業の効率性・作物の生産性が高い農地に作り替える事業。事業内容は必要に応じて【区画整理】(小さく形が整っていない農地の区画を整形します。)
【道水路整備】(農道、用水路、排水路、暗渠排水等を整備します。)
【換地】(整備した後、区画整理前の農地面積に応じて、土地の再分配を行います。)
【客土】(農地の土質をよくするため、他から土を持ってきて盛ります。)から構成されます。

風致地区

都市において、自然的な要素に富んだ土地における良好な自然的景観を維持するために定められた地区のことをいいます。同地区では、都市計画法第58条に基づく三重県風致地区内における建築物等の規制に関する条例により、建築物の新築、改築、増築、宅地の造成、木竹伐採等の行為について、知事の許可(市町長に権限委譲されており、原則として市町長の許可)が必要になります。

閉鎖性水域

湖沼や内海、内湾のように、外部と水の交換が行われにくい水域のことをいいます。汚濁物質が蓄積しやすいため、水質の保全や改善が難しく、富栄養化による赤潮等の発生がみられません。

ま行

埋蔵文化財

大地に残された人間活動の痕跡である遺跡のことで、住居跡、墓地、城跡等の「遺構」と土器、石器、木製品、金属製品等の「遺物」が含まれます。

三重県環境保全活動・環境教育基本方針

より良い環境の創造をめざして、学校教育や社会教育における環境保全活動や環境教育の基本的な方針を定めた計画です。

1991年(平成3年)に「三重県環境教育基本方針」を策定し、2005年(平成17年)に改定された。その中で以下の「7つの原則」を定めています。

①目的の明確化

「持続可能な社会」の実現という目標のどの段階であるのか。具体的に何を目標としているのか意識して実施します。

②実践者・学習者主体

環境教育は、生涯学習の視点から行われ、今ある課題に気づき解決する活動を主体とします。

③地域性、協働

環境教育は、多様な主体がパートナーとなる連携・協働により実践します。

④総合性

環境教育は、地球的な広い視野を持ってあらゆる機会を活用して総合的に行います。

⑤生態系原則

環境教育は、生態系の機能の維持について配慮して行います。

⑥次世代への責務

環境教育は、健全で恵み豊かな環境を県民共有の財産として、将来を担う子どもたちに引き継ぐことをめざして行います。

⑦世界との約束

環境教育は、京都議定書等をはじめとする「世界との約束」を守ることを人々に伝え、目標の実現や達成のための責任を果たしていくとともに、具体的な活動につながる実践が行われるよう実施します。

三重県産業廃棄物税

産業廃棄物施策を展開するための財源確保を目的に、平成 13 年 6 月に「三重県産業廃棄物税条例」として制定され、平成 14 年 4 月 1 日から施行されました。県内の産業廃棄物処理施設への搬入量に応じて、1 トン当たり 1,000 円を排出事業者へ直接課税する法定外目的税です。

三重県版小規模事業所向け環境マネジメントシステム(M-EMS)

Mie-Environmental Management system Standard

三重県独自の環境マネジメントシステムをいいます。ISO14001 に比べて取得費用が少なく、わかりやすい規格である。ミームスという愛称で呼んでいます。平成 16 年 9 月から運用を開始しました。

ミレニアム生態系評価

国連の主唱により 2001 年(平成 13 年)から 2005 年(平成 17 年)にかけて行われた、地球規模の生態系に関する総合的評価のことです。95 カ国から 1,360 人の専門家が参加し、生態系が提供するサービスに着目して、それが人間の豊かな暮らし(human well-being)にどのように関係しているか、生物多様性の損失がどのような影響を及ぼすかを明らかにしました。

名勝

庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他景色のよい土地で、芸術上又は鑑賞上価値の高いもののうち指定をしたものです。

藻場

我が国の沿岸海域には、大型海草・草類から構成される植物群落があり、これらを藻場と呼びます。藻場は、沿岸生態系のひとつとして、水質の浄化や海生生物の幼生、稚魚の保育場、産卵場、採餌場等の役割を持ち、豊かな環境づくりを支えています。

や行

容器包装

びん、缶、紙袋、トレイ、ラップ等、商品の容器および包装であって、その商品が消費されたり分離された場合に不要になるものをいいます。

ら行

リサイクル(再生利用)

一度製品として作られたものを、別の製品を作るための原料として再生利用することです。

リデュース(発生抑制)

廃棄物の発生そのものを抑制することです。

リユース(再使用)

一度製品として使用したものを、廃棄せずに繰り返し使用することです。

類型指定

水質汚濁の生活環境の保全に関する生活環境項目について、「環境基本法」に基づき、河川、湖沼および海域の利用目的に応じた水域類型を指定することをいいます。

レッドデータブック

名称は国際自然保護連合が初めて発行したものの表紙に赤い紙が使われていたことにより
ます。

日本に生息または生育する野生生物について、生物学的観点から個々の種の絶滅の危険度を
評価し、その種について生育状況や減少要因等を取りまとめた本のことをいいます。